

児童相談所と警察・家庭裁判所等の司法機関との連携について

子ども家庭福祉研究部 山本恒雄

研修員 佐藤和宏（神奈川県保健福祉部）

要約

児童相談所の子ども虐待相談対応においては、警察、家庭裁判所等の司法機関との連携が欠かせない。また平成19年の児童虐待の防止に関する法律の改正によって児童相談所の権限の強化、特に子どもの安全確保に関する強制的な介入を含む法的対応力の強化が進んでおり、様々な局面において警察との連携が欠かせない状況にある。しかし、児童福祉法に基づく相談機関である児童相談所と、刑事司法機関である警察とは、それぞれの対応根拠となる法とそれにもとづく判断・運用、組織の機能・対応において、相互に異なる部分があり、その相互理解に基づく連携の強化が特に必要な課題となっている。

家庭裁判所は児童福祉法28条1項・2項の申し立て審判において、子ども虐待相談事案に関する児童相談所の子どもの分離介入を伴う保護者指導や家族再統合課題に深くかかわり合いをもっているが、申し立てにおける様々な証拠提出や、承認までの審判過程における課題の情報整理と共有化は常時課題となっている。

また審判における家庭裁判所から児童相談所への指導勧告により、児童相談所の保護者への指導・援助対応を強化することが、児童虐待の防止に関する法律によって規定されているが、その効果や、結果としてさらに設定されている知事の勧告の実施状況等はこれまで調査されたことが無く、その実態把握と検討も課題となっている。本研究は、これらの実態について調査し、その現状を把握すると共に、より効果的な運用のための課題と方策を整理することを目指す。

キーワード：児童相談所、警察、家庭裁判所、児童福祉法、連携

The Research on the Cooperation of the Child Guidance Center, the Police and the Family Court

Tsuneo YAMAMOTO, Kazuhiro SATO

Abstract: For the Child Guidance Center, it is an extremely important theme to cooperate with the police and the family court regarding on the child abuse guidance. According to the 2007 amendment act, an authority of the Child Guidance Center has strengthened and was much forced to cooperate closely with the police and the family court than before.

On the one hand, interactive understanding, between the Child Guidance Center: the child welfare agency, and the police: the criminal justice agency, should be the essential theme to bring the effective cooperation where the grounded activities did differ each other in laws, organizations and services, or the purpose of decision-making or correspondence. The family court, on the other hand, is an agency deeply related to child abuse cases where statements are done under the article 28 or 33 of the Child Welfare Law. Submitting the evidences for the statements, or an arrangement and sharing of information under the verdict process were pointed as continuous theme.

This study has arranged the necessary theme for the cooperation among the Child Guidance Center, the police and the family court, and researched to enhance their effective cooperation. As a result, it was found that the more and more interactive understanding was needed as for partial charge or sharing of the role, value or the way of correspondence within an each organization of the child welfare agency and the criminal justice agency. As for the family court, it was considered by researching against the Child Guidance Center on the status quo and the effectiveness when an advisory opinion instruction is given during the verdict.

Keywords: Child Guidance Center, Police, Family Court, Child Welfare Law, Cooperation

I. 研究目的とその背景

児童相談所の虐待相談対応において、司法機関である警察や裁判所との連携は極めて重要な領域である。

児童虐待の防止等に関する法律（以後、児童虐待防止法と表記）が制定され、児童相談所は従来の相談来所による、あるいは訪問支援による相談活動から、より強権的な子どもの安全確認や一時保護、裁判所への申立てによる施設入所と行政処分行為による保護者指導といった介入的な手法を重視する活動に多くのエネルギー注ぐことになった。さらに平成19年の児童虐待防止法の改正により、児童相談所は保護者への出頭命令や、裁判所の許可を得ての物理的な強制執行を伴う臨検・捜索までを担当することになった。これらは子どもの安全と最善の利益を守る上で、必要ならいかなる抵抗をも排除し、決して後退することを許されない責務を児童相談所が担っていることを意味する。しかし、こうした役割と責任の拡大は本来、自発的に相談意思を示す人たちを対象とし、権限に基づく行政処分行為においても、当事者である保護者や子ども自身の理解と同意を得ることを可能な限りの原則とする児童福祉法の立場にありながら、激しい保護者からの抵抗や反発を呼び起こし、子どもの困惑や抵抗をも乗り越えて介入していくような事態を、児童相談所が自ら引き起こし、その対応を背負う結果をもたらした。時にこうした対応は「児童相談所の福祉警察化」と呼ばれるような、児童福祉機関本来の対応とは思えない、直接的な保護者追及や介入的な役割と手法を児童相談所がとり始めていることを意味する。もとより法治国家において、法が定める役割と義務責任の是非を業務においては云々する立場に無い行政機関である児童相談所は、専門家としての様々な意見は抱きつつも、こうした事態において、司法機関である警察や裁判所との連携無しには業務を達成できない状況にますます踏み込んで行きつつある。

ところで、こうした状況にあって、児童相談所と司法機関はその拠って立つ基本的な法的根拠の違い、体制・制度の違い、権限・手法の違い等が顕著であるのに、必ずしも互いのことをよく理解していない。

そのことはしばしば、現場対応において誤解を生む原因となっており、不毛な衝突や摩擦を生じさせることにもなってきた。業務内容においても互いの目指すところは完全に一致することはなく、独立した情報管理義務を背負っており、要保護児童対策地域協議会が情報共有の接点を用意したとはいえ、様々な状況においてその意思疎通は必ずしも容易ではない。

こうした児童相談所と司法機関の現況を踏まえ、今後の児童虐待対応におけるより円滑で実効性ある連携のあり方に資するため、当事者の経験や意見を集約し、相互理解と連携のための工夫点、検討課題を整理することを本研究の目的とする。

II. 研究方法

児童相談所と司法機関の連携は、児童虐待対応分野に限ってみても多岐に渡る。この分野での過去の調査結果等を踏まえ、平成20年度は、基本的・全般的事項について、児童相談所についてはアンケート調査によって警察、裁判所との連携情報を集約し、警察についてはいくつかの警察本部の担当課にヒアリング調査^{*)}を行うことで、基本的な児童相談所との連携課題を整理することを目指した。

^{*)} 警察本部の担当課ヒアリング調査については、警察庁生活安全局少年課の理解と協力を得、また各警察本部の協力を得た。ここに記して感謝したい。

（倫理面への配慮）

個人情報の扱いについては、まず具体的な事例情報の収集を控え、個人が特定されるような情報の排除を心がけ、個別情報を扱う場合には断片化と匿名化によってあらかじめ設定可能な一般化された事項に変換した情報のみを扱うこととした。またアンケート調査においては一般化された項目事項の数値上の集計値と匿名性のもとでの分類的な情報、及び機関としての意見のみを扱うこととした。固有名詞は基本的に個々の情報からは排除される。結果として、情報収集にあたって当該個人の同意は不要とし、組織としての回答をもって情報収集の同意とすることとした。なおこの調査については日本子ども家庭総

合研究所倫理規定審査委員会の審査・承認を受けている。

III. 研究結果

1. 過去の調査研究について

1) 児童相談所と警察の連携について

① 児童相談所の法的対応のあり方についての調査 (平成 16 年度)

児童相談所と警察の連携については平成 16 年度の児童相談所の法的対応のあり方についての調査 (才村 2005)¹⁾において、立ち入り調査、職権保護における警察署長への援助要請、職権保護直後の反発する保護者対応における警察への支援 (待機) 要請、児童相談所が行う刑事告発等が取り上げられ、そのマニュアル的な情報整理が行われている。

警察署長への援助要請

警察署長への援助要請 (児童虐待防止法 10 条の要請) についてはその要件整理が行われ、要請の法的解釈及び適用範囲については平成 14 年 3 月に警察庁生活安全局少年課が発行した「児童虐待への対応マニュアル」²⁾を参考に、以下の 3 項目を紹介している (119-120)。

- ① 児童虐待防止法 8 条の規定による子どもの安全確認
- ② 児童虐待防止法 8 条の規定によるこどもの一時保護
- ③ 児童虐待防止法 9 条第 1 項の規定による立ち入り調査若しくは質問

これら 3 項目について、親その他からの物理的、その他の手段により抵抗を受けるおそれがあり職務執行が困難な場合、現に子どもが虐待されるおそれがある場合を援助要請の規定要件としている。

さらに一時保護後の親の押しかけによる強制引き取りやこどもの奪回への対処として、上述の警察庁発行による「児童虐待への対応マニュアル」を記載により「10 条に準じた対応をすることが適当」との見解を紹介している。³⁾

援助の内容としては、警察法 2 条に基づいた措置、警察官職務執行法 6 条 1 項に基づく措置、刑事訴訟

法第 213 条に基づく措置、児童福祉法等に基づく措置 (間接強制) があることを挙げている。

また援助の要請においては緊急の場合もあるが、各警察署の事情を考慮し、具体的に取り決めを行い、それに基づき要請をしていくこと (120)、立ち入り調査においては、警察に全てを依存することなく児童福祉行政機関としての定見をもって協力を依頼すべきこと、事前に人数、男女、制服・私服別の要請、同伴か後方待機か、保護者の自傷・他害の可能性と対応等について協議を行うべきであると述べられている (55-56)。

全体として、かなり丁寧な解説となっているが、現時点からみると、援助要請以外の警察官待機や支援は一般警察活動として児童虐待防止法 10 条の援助要請とは区別しなければならない点や、施設への保護者の押しかけ、子ども奪還の動きへの対応も児童虐待防止法 10 条の援助要請に準じた援助要請として要請することになるのか、「各警察署の事情を考慮し」の具体的な内容が児童相談所の職員に認識されているのか、援助要請の事前協議にはどの時点から入るのがよいのか、その際の情報提供と管理は児童相談所側の守秘義務においてはどのように扱われるのか、などに課題が残されている。おそらくその時点ではこれらの課題内容が未だ明らかにはされていないとも言える。

② 児童相談所における児童の安全確認・安全確保の実態についての調査 (平成 17 年度)

平成 17 年度には前年度の調査¹⁾を踏まえた実態調査が行われ⁴⁾、全国 151 ケ所の児童相談所から回答があった (調査対象数は 184 ケ所 回収率 82.1% p. 2)。

警察署長への援助要請 警察官の援助

こどもの安全確認、一時保護、一時保護中に警察署長への援助要請を行った事例は 151 ケ所の児童相談所で平成 17 年 4 月～11 月の間に 243 件あったと報告されている。また立ち入り調査における警察官の援助 60 件 (安全確認全体では 93 件) のうち、警察官職務執行法第 6 条の立入が 11 件、警察官職務執行法

第5条の立入が4件あったことが報告されている。一時保護に際しては98件で警察官の援助があり、一時保護中の警察官の援助事案は29件であったことが報告されている(p.9,12,59-61)。

警察官の援助については、職員への保護者等からの加害行為による被害の20%近くが子どもの施設入所中に発生していることが注目され、子ども本人の奪回や面会の強要に対する安全確保と共に、そうした行動をとった保護者の興奮や攻撃がそれを制止しようとする職員に向けられる暴力への対応を含め、措置後の子どもの安全についての警察との連携強化の必要性、欧米のような警察組織としての虐待・DV対応ユニットの対応部門の整備の必要性や、福祉との連携における人事交流など、多角的な児童福祉と警察の連携方策に関する検討の必要性が提起されている(p.44-45)。

強制執行(解錠による立入)

調査はまた、強制執行(解錠による立入)に関連する警察官の立入について児童相談所の意見を聴取している。児童相談所が自ら立入調査における強制執行(解錠による立入)を行うことについては7所(4.7%)の児童相談所が賛成しているに過ぎないのに対して、児童相談所の判断により警察官が解錠:52ヶ所(35.1%)、警察の判断によって解錠:43ヶ所(29.1%)、裁判所令状をもって解錠:34ヶ所(23.0%)となっている。

立入調査自体については、児童相談所の立入調査だけでよいとするのが5ヶ所(3.4%)であるのに対して、児童相談所の判断により警察官の立入を認めるべきとするのが75ヶ所(50.7%)、警察独自の判断で立入することを認めるべきとするのが36ヶ所(24.3%)、裁判所の令状による強制立入とすべきが26ヶ所(17.6%)となっている(p.32,57-58)。

多くの意見は、個人の住居・家屋への物理的な強制執行は、児童相談所の相談対応としての業務範囲を超えることであり、その必要性の判断については児童福祉上の判断とすべきであるが、現場における迅速で効果的な執行のためには警察独自による判断も必要という意見、児童福祉上の判断と責任につい

ては児童相談所が担当すべきであるが、実際の執行においては警察官の専門性が必要な場合があるとの意見、およびそうした強制的な法的介入については裁判所の令状をもって行うべきとの意見が、児童相談所が単独で担当すべきであるという意見をはるかに超えている。この件はその後の検討を経て、平成19年の児童虐待防止法の一部改正において「臨検・捜索」としての規定となったが、現場としての議論はまだ続いている。

刑事告訴・告発

刑事告訴・告発については、重大な事案においては毅然とした対応を取るべきであるが、本来、親子の関係修復とそのため介入・指導援助を目指す児童福祉機関の目的が、子どもの被害を理由に親の処罰を求める告発とは必ずしも目的と対応過程において一致しないばかりか、子どもの証言を理由に親を処罰させることが、情緒的な人間関係を重視する日本文化における親子の関係性の考え方からみて、親子関係の修復とどう折り合うのか、問題が刑事事件化することで家族が社会的な制裁によって受けるダメージが大きすぎて、家庭の修復が難しくなってしまうことをどう扱うべきか、などが課題となっている。また性的虐待対応において加害者告発が被害児童に過酷な負担を強いざるを得ない状況をどうすれば緩和することができるのか、どのような対応工夫が子どもの安全を高められるかが課題となっていることも指摘されている。(p.39-41)

③ 児童虐待防止制度改正後の運用実態の把握・課題整理及び制度のあり方に関する調査(平成18年度)

平成18年度には、それまでの調査を引き継ぐと共に平成16年度の児童虐待防止法、児童福祉法の改正後の制度の運用実態の把握、課題整理という観点からの調査が行われている。⁹⁾ 調査には全国137ヶ所の児童相談所からの回答があった(調査対象数は191ヶ所 回収率71.7% p.2)。

警察署長への援助要請 立入調査における警察官の援助

平成18年4月～11月の間の警察署長への援助要請の件数は137ヶ所の児童相談所で220件あったと放校されている。立ち入り調査における警察官の援助は77件、そのうち警察官職務執行法第6条に基づく立入に至ったものが16件、そのうち家屋内に立入ったものは7件、警察官職務執行法第5条に基づく家屋内立ち入りに至ったもの4件となっている。事例の調査も併せて行われており、児童相談所職員には激しく抵抗した保護者が警察官の呼びかけや説得で家屋内への調査に応じたり、捜索願を受理した警察の捜索に児童相談所が同行してやっと子どもの居所が判明したなど、警察の援助によって安全確認や保護が実施できた事例が報告されている。(p. 8-9, 11-12)

強制的解錠に関する意見

強制的解錠については、迅速な対応のためには警察官の判断による強制的解錠を認めるべき：46ヶ所、児童相談所の判断により、警察官が強制的解錠を行うことを認めるべき：45ヶ所、裁判所の令状に基づく強制的解錠を認めるべき：20ヶ所となっており、警察による強制的解錠が強く支持される結果となっている。(p. 30, 60)

解錠について、現行制度における警察官職務執行法による解錠でよいか、それ以上の制度改正が必要と思われるかとの意見調査によると、必要と思う：58ヶ所、現行制度でよい：31ヶ所、わからない：42ヶ所となっている。警察官の立入も同様に尋ねており、現行制度の枠を超えて警察官の立入が必要と思う：53ヶ所、必要と思わない：37ヶ所、わからない：40ヶ所となっている。(p. 30-31, 61)

裁判所の令状による強制的解錠については、憲法35条の原則を踏まえた法的対応として提起されるものの、その実効性については、裁判所は判断材料を持たずに令状発行するだけになり「形骸化する」意見が50ヶ所、形骸化するという意見には賛成できない：24ヶ所、わからない：57ヶ所となっている。(p. 30-31, 60) となって全体としては実質的な検討のスタートラインが揃っていない状況がうかがわれる。結果として、児童相談所が警察の判断による目

の前の対応議論だけが注目されているようにもみえる。この調査における実際の立入調査の実施不可事案は15件で、その大半は不在(6件)と保護者の抵抗(3件)で、鍵をかけられて閉じこもられたために実施を阻まれたのは1件となっており、かなり特異な事案の対応課題と位置づけられる。調査研究では、その時点で与野党議員による改正案が示されていることに触れ、裁判所の令状に基づき警察が強制的解錠できる仕組みが望ましいとしている。(p. 8-10, 30-31, 37-38)

刑事告訴・告発

刑事告訴・告発については25件と報告され、1件の公務執行妨害以外、24件は子どもの被害に関する告訴・告発である。保護者・同居人から児童相談所職員への加害・妨害事案は140件の発生が報告されているが、それについての刑事告訴は公務執行妨害の1件のみである。(p. 16-17, 54-55, 63-64)

警察との連携における具体的な課題状況

調査は実地調査による意見聴取もおこなっており、そこで児童相談所と警察の連携における具体的な課題状況についての情報も収集されている。

検討課題としては、警察と児童福祉の立場、目的の違いについて、警察の事件捜査としての犯人検挙の対応と、児童福祉の長期にわたる援助開始のための介入が意思疎通せず、立場の違いが調整されなかった場合の問題、生活安全課と刑事課の対応姿勢の温度差、などが挙げられている。また夜間の援助要請においては警察も体制を組むのに大変であり、十分な事前協議が必要との指摘がある。

評価としては、具体的な連携はスムーズに行われているとの評価が多く、平成18年の警察庁生活安全局長・刑事局長連名通達⁶⁾後、児童相談所と警察の連携がより一層スムーズになってきているとの評価がある。(p. 12)

④ 改正虐待防止法の円滑な運用に関する基礎研究(平成19年度)

平成19年度には19年5月の児童虐待防止法の改

正を受けて、保護者支援の強化と新たに設定された保護者への出頭要求や立入調査拒否についての告発、臨検・捜索や接近禁止命令の対応などについてその適正事務の確保に関するガイドラインの整理が行われているが、⁷⁾ 法の施行は20年4月からで実質的な対応は開始されていないので、事前準備のみとなっている。また17～18年度において実施されたような実態調査は行われておらず、またそれまで意見収集されてきた強制執行については法改正を受けての実務方策の検討に入っているために、意見収集は行われていない。

⑤ 日本子ども虐待防止学会 制度検討委員会による調査(平成19年)

才村らの調査研究とは別に、日本子ども虐待防止学会の制度検討委員会が、平成18年度における児童相談所と警察の連携状況と、児童相談所の意見についてのアンケート調査を平成19年6月～7月に実施し、125ヶ所の児童相談所から回答があった。(調査対象数は全国191ヶ所 回収率65.4%)⁸⁾

警察から児童相談所への虐待通告の実態

回答のあった125ヶ所の児童相談所が平成18年度に受理した児童虐待受付件数は24,137件で、そのうち警察からの通告による受付件数は2,071件、そのうち身柄付通告は536件であった。(p.1)

警察署長への援助要請、およびその他の警察への援助依頼の実態

回答のあった125ヶ所の児童相談所が平成18年度に警察に対して何らかの援助要請を行った総数は504件に達する。回答内容からみると児童虐待防止法第10条の警察署長への援助要請の範囲によらず、様々な事態における警察への援助依頼について回答があり、児童相談所が遭遇する様々な状況が浮かび上がっている。(p.2-3) その集計を表1.に転記する。

表1.の内、「その他」38件の内容をみると、家庭訪問の同行16件、家庭周辺の巡回4件、立入ほどの強い介入によらない子どもの安全確認のための家庭訪問時同行4件、援助依頼に準じた援助要請(訪問同行、面接同席等)3件、夜間の一時保護2件な

どがある。(p.2-3)

表1. 児童相談所から警察への援助依頼

援助依頼の内容	件数	構成比
子どもの身柄の保護	146	29.4
立ち入り調査	145	28.8
児相や一時保護所での保護者トラブル	74	14.7
一時保護所からの被虐待児の無断外出の保護願に関して	54	10.7
その他	38	7.5
夜間の警察単独での安全確認	24	4.8
保護者の告訴・告発に関して	16	3.2
施設での保護者トラブル	7	1.4
合計	504	100.0

日本子ども虐待防止学会「児童虐待援助における児童相談所と警察の連携に関するアンケート調査報告及び提言」2007(8)より転記 一部並べ替え

いわゆる児童虐待防止法10条による、子どもの安全確認と身柄の安全な保護の範囲とは一致しないが援助依頼が多い内容は2項目あり、そのひとつは、児童相談所や一時保護所での保護者トラブルである。その多くは子どもの職権保護直後の告知義務に基づく保護者への告知が発端となって、激昂した保護者との激しいやり取りとなり、児童相談所に隣接する一時保護所にいる子どもとの面会強要や奪回の動きを伴って暴力的な事態を招き易いこと、さらにそうした虐待要件で介入的に保護した子どもが無断外出した場合、児童相談所はこれも保護者に即座に告知する義務があって保護者に告知するのだが、その後の対応においては保護者との熾烈なトラブルが生じやすいことを反映しているとみられる。

また夜間の警察単独での安全確認も24件報告されている。これは児童相談所が24時間体制で虐待通告対応することが難しい現実の中で、例えば緊急性が高く、警察が先行して対応するとしても、遅れて児童相談所も出動するところを、夜間、緊急対応できる警察が児童相談所の依頼によって単独で安全確認を行ったこともあることを示している。

保護者の告訴・告発に関する援助とは警察官の出動ではなく、児童相談所が不慣れな保護者の告訴・告発について警察に相談に向かっていることを表し

ている。(p.2-3,10-11)

児童相談所から警察への通報

虐待の内容が深刻で、児童相談所だけで対応することが妥当でない判断して警察に通報した事案は80件報告されている。児童相談所として継続される指導援助との関係など微妙な要素を伴う事案が少ないが、報告は通報に関するガイドラインの検討が必要ではないかと提起している。(p.3, 10, 12)

警察から児童相談所への情報提供や告訴・告発に関する協力依頼

捜査関係事項紹介による相談情報の提供依頼から、虐待相談事案の経過確認、事例の相談歴紹介、あるいは保護者の起訴に関連しての子どもからの事情聴取、児童相談所からの告発の要請等、警察からの協力要請は多岐にわたる。調査回答した125ヶ所の児童相談所のうち、警察からの情報提供や告発に関連した協力要請は48ヶ所で85件の要請を受けたと回答している。調査報告はこの点でも何らかのガイドラインの検討が必要ではないかと提起している。(p.3, 10, 12)

警察と児童相談所の連絡会議

回答のあった125ヶ所中95ヶ所が何らかの会議を実施しており(定期:62ヶ所、不定期:33ヶ所)、総じて年1~2回の会議が持たれている。また地域ネットワーク・要保護児童対策地域協議会においては警察はほぼすべての地域において構成メンバーになっている。(p.4,10, 12)

虐待の通告対応への警察の関与について

虐待の通告先として警察が虐待通告を受け、初期の安全確認に一定の役割を担うことについては、回答した125ヶ所の内、殆どの児童相談所が賛成している(116ヶ所 92.8%)。特に警察の初期調査を期待する事案は、緊急性、保護者の暴力性などが高い場合で、遵法性が低く、攻撃的・暴力的な保護者に対する抑止力、強い介入と確実な子どもの身柄の確保、24時間体制で動けていない児童相談所の時間外対応、特に夜間対応における警察の対応力に対する期

待が認められる。ただし、警察が虐待対応に参加するにあたっては、虐待対応における児童福祉対応の理解や対応手法の共有化が課題となることも指摘されており、賛成116ヶ所中半分の58ヶ所はこうした警察と福祉の相互理解、刑事捜査とは異なる児童福祉、家族支援の文脈を警察が一定理解した上での連携を主張している。(p.7-9, 11-12)

警察との連携における効果と課題

児童相談所と警察の連携における「良かった点」「困った点」について調査は自由記述で多数の回答を集めている。調査は、① 通告による安全確認・立入調査・子どもの保護に関する活動、② 保護者の告発、刑事事件化に関して、③ 地域ネットワークにおいての3つの領域ごとに調査が行われている。

i 通告による安全確認・立入調査・子どもの保護に関する活動に関して (p.4-5, 10, 12, 14-17)

良かった点: 安心感が増す。保護者の反発や妨害行動に一定の抑止効果があり、その後の関係が持ちやすくなる。休日・夜間の緊急対応が可能になる。身柄付通告によって保護が確実となり、また保護者との指導の展開がしやすくなる。

困った点: 虐待についての警察官の理解が不十分で、いったんは保護を要すると思われる子どもが警察の判断で親元に帰されていたり、犯罪要件が成立しないことと児童福祉上の保護の要件は異なっているのだが、警察としては犯罪行為の立件に焦点がある。保護者に誤った情報や、言ってはならない情報が伝えられてしまい、警察の言ったこととして当事者からは重視され、以後の指導に支障をきたす、児童相談所の援助方針と警察の考えが合わず、児童相談所の方針に対して警察が強く介入する、刑事捜査的対応が先行し、福祉的な配慮に欠ける動きがみられる、情報が一切

児童相談所には知らされないまま、関係者の事情聴取が進行していくなどのことがある。

ii 保護者の告訴・告発、刑事立件等に関して (p.5-6, 11, 19-20)

良かった点：相談ただけですぐに捜査着手があり、保護者の攻撃行為の抑止や問題意識の改善に繋がることになった、刑事立件において子どもの福祉に配慮が得られた、事前の相談からの動きがスムーズで、対応のす早さ、情報収集力の高さによって子どもの安全が確保された、児童相談所が家族への援助策を呈示する際に、保護者の抵抗が少なかった。

困った点：独自の捜査の動きが、子どもの気持ちや児童相談所の福祉上の意図とは反する動きになることがある。保護者の逮捕が報道され、児童相談所はマスコミの取材対応に苦慮することとなり、子どもへのマイナスの影響もあった。性的虐待の捜査・立件で子どもに深刻な負担がかかる、保護者の身柄が拘束されるとその間、保護者・家族へのケースワークがストップしてしまう。

iii 地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会を含む)への警察の参加に関して(p.6-7, 11, 21-25)

良かった点：その場で事案の相談ができる、事例の共通認識が図れる、警察の視点や方法の違い、対応作業の流れなどがよく分かった、様々な局面での援助、夜間・休日の対応などに協力が得やすくなる。

困った点：刑事事件化に重点が傾くと福祉的対応の方針と衝突する場合がある、警察独自の動きが開始されると各機関で維持してきた連携が崩される場合がある。相談途上における第三者情報等、当該の情報提供の範囲を超える詳しい情報

提供を求められる、機械的な通告がなされて相談対応の接点を持つてに困る。

日本子ども虐待防止学会の制度検討委員会の調査は、児童相談所現場の生の声を収集しているところに特徴があり、事態の客観的な議論・検討というよりは、要望、要請の集約という印象がある。しかしそれだけに実務現場の本音を反映しており、児童福祉と司法警察の連携において生じる様々な課題が取り上げられている。また、児童相談所の現場としては、法的な強い介入行為が児童福祉における相談・援助活動の範囲から、強権による司法警察的な対応に近付いており、具体的な手法、ノウハウ、住民側の理解と反応、相談援助関係の設定におけるまで、様々な観点からみて、市民生活への強権による緊急介入と、持続的・継続的な相談支援の二つのアプローチについては分けて担当すべき課題であり、児童福祉機関が全てを担当するのではなく、警察と役割を分かち合うべきではないかという実感が強く示されている。

⑥ 日本子ども虐待防止学会 制度検討委員会による調査(平成20年)

日本子ども虐待防止学会の制度検討委員会は平成20年度には、次期児童虐待防止法の改正に向けた資料収集を目指して、各制度実態と活動状況からの制度改善についてのアンケート調査を実施している。調査は平成20年8月～9月に実施し、149ヶ所の児童相談所から回答があった。(調査対象数は全国197ヶ所 回収率75.6%)⁹⁾

児童相談所と警察の連携・役割分担の促進についての制度改善について

回答のあった149ヶ所の児童相談所の136ヶ所、91.3%が警察の初動対応の役割強化を期待する項目を選択している。具体的には、回答は2項目選択で設定され、

- a. 夜間・休日・緊急時等の警察官による単独での安全確認が依頼できる法文の明確化：79ヶ所(53.0%)、
- b. 警察による初期介入の選択法と児童相談所へ

- のつなぎ方のルール化：62ヶ所（41.6%）、
- c. 虐待通告先に警察を加え、警察独自での初期活動を期待する：60ヶ所（40.3%）
- の3項目が上位項目となっている。この3項目に続いては、
- d. 福祉目的の警察活動・役割の整備：35ヶ所（23.6%）、
 - e. ケースによっては児童相談所と警察が協働できる体制整備：33ヶ所（22.1%）
- が挙げられている。（p. 1-2）

これらの回答には、児童相談所が夜間・休日を含む24時間体制の確保に窮している状況や、緊急性の高い初期の子どもの安全確認活動において、警察のより積極的な活動に期待する様子が見え、より基本的な観点としては、児童相談所の権限強化が偏りすぎており、介入的な初期の接触によって引き起こされる親と児童相談所との摩擦や対立が、それに続く親や家族への福祉支援にマイナスに影響しており、援助が進みにくいといった、介入と支援の役割矛盾の整理が強く望まれていることがうかがわれる。（p. 10-11）

2) 児童相談所と家庭裁判所の連携について

① 児童相談所の法的対応のあり方についての調査（平成16年度）

児童相談所と家庭裁判所の連携については平成16年度の児童相談所の法的対応のあり方についての調査（才村2005）¹¹において、法第28条の申立て、審判における家庭裁判所から児童相談所への勧告、法第33条の親権喪失宣告請求、親権者変更と監護者指定、虐待の疎明、証明について、医療ネグレクトへの法的対応などが取り上げられ、そのマニュアル的な情報整理が行われている。また機関としての家庭裁判所との連携の基本的な考え方や、一時保護制度の司法審査問題が検討されている。（p. 36-43, 78, 79-89, 90-98, 120-122, 131-134, 142-146）

法第28条の申立てと虐待の疎明・証拠の提出

マニュアル的な情報については報告書に譲るが、どのようなねらいで児童相談所が申立てを行うかに

ついては、虐待による子どもの安全のリスクが高く、施設入所が必要であるにもかかわらず、親権者がこれに同意しない場合の他、虐待を認めない保護者と児童相談所の対立が激しく、援助についての協力が得られない場合や、親族間での争いから虐待を行っていない非加害の親権者への親権変更をバックアップするとか、状況改善がみられず膠着状態に陥っていると、非協力であったりして、養育態度や生活改善が進まない事案などでチャレンジ的に申立てによって関係の整理を図るなどが挙げられている。

また虐待の疎明、証拠としての情報の扱いについてはかなり詳しく情報内容が解説されている。いわゆる欧米で forensic と呼ばれるような司法捜査的な法的厳密性までは児童相談所は求められていないものの、法的な判断においては事実の確認が重要な点で、一般的な相談臨床上の情報の扱いとは異なる認識が重要である。また、裁判所に提出される資料は閲覧・謄写申請によって相手方が見る可能性があり、この点でも事前に裁判所と情報管理について協議しておくことが必須であるとされている。

医療ネグレクトへの対応

医療ネグレクトへの対応については、親の同意問題、一時保護や施設入所との兼ね合い、親権濫用を理由にした親権喪失宣告と未成年後見人による対応、保護者順位の変更などが検討されている。実際の事案としては様々な要件があり、全般的な要件の整理に留まっている。

家庭裁判所の機関としての役割分担と連携

家庭裁判所は司法機関として公正中立の第三者として法的判断を下す機関であって、行政機関のような意味での連携・協力機関とは異なる という確認が明記されている。

家庭裁判所は児童相談所の申立てと共に保護者の弁明、子ども自身の気持ちや考えも聴取して事実に基づいて判断を下す。調査官は事案の調査を行うと共に、必要に応じて環境調整的な方針をもって動くことも活動範囲にあり、児童相談所に対して保護者の激しい敵意がみられるような関係について、公平

中立な第三者としてその関係を調整するような役割も時に期待される。もっともそうした調整にあたっては関係機関との密接な連携と意思疎通が重要であることはいうまでもない。

さらには審判前に家庭裁判所が児童相談所と保護者の間に入って和解調整を働きかけたり、裁判所に保護者から誓約書を提出させたり、期日を設けて観察期間を置くなどの方策も家庭裁判所の調整機能として期待されている。

一時保護の司法審査について

一時保護の強力な権限機能に対して、事前または事後に一時保護の正当性についての司法機関が審査する制度の導入が提起されている。ただし、その実地的な適用と運用には課題があり、まずは一時保護が必要とみられる事案について積極的に一時保護を活用していくことが前提とされている。

② 児童相談所における児童福祉法第28条に係る新たな制度運用についての調査（平成17年度）

平成17年度には前年度の調査検討¹⁾を踏まえた実態調査が行われ⁴⁾、全国151ヶ所の児童相談所からの回答（調査対象数は184ヶ所 回収率82.1% p. 2）によって、親権の制限、法第28条申立てと指導勧告、法第28条の更新、一時保護の司法審査などについての調査と意見収集が行われている。（p. 1, 5-8, 32-33, 41-43, 52-54, 59, 63）

法第28条の申立てと裁判所による指導勧告

ここではもっぱら保護者指導の効果の視点から法第28条の申立てと裁判所の指導勧告の状況に注目すると、調査対象期間中（平成17年4月～11月）にあった申立て66件中、保護者の態度に変化が認められたのは27件、変化がないものが42件とされている。また承認があった41件中、裁判所からの指導勧告があったのは7件、指導受講の附帯条件は4件である。

指導勧告の有効性については、疑問が持たれ、裁判所が保護者に直接、命令することの必要性が提起されている。また少年審判の試験観察のように、裁

判所が審判を留保し、一定期間保護者のケア受講状況を勘案しながら最終決定を行うような制度があれば、保護者が指導援助を受ける動機づけを高める上で有効な方策ではないかとの意見も報告されている。

法第28条の更新については家族支援の実施過程における更新の意味が注目され、評価されている。ただし保護者・家族支援の効果的な運用と活性化のためには、児童相談所の業務量・人員体制の問題を見直す必要も指摘されている。

法第28条の更新を機会に施設入所の同意に転ずる事例もかなりあることが実地調査から報告されている。ただし、児童相談所による指導体制が法的拘束を持たない同意入所において曖昧になる危険性や、保護者の対応として「表面的な同意」しか得られていない事例の難しさなども報告されている。（p. 5-8, 42-43, 52）

親権の一部についての一時停止

医療ネグレクト問題における親権への対応として、親権の一部についての一時的な停止やその速やかな対応が課題であることが指摘されている。（p. 33）

一時保護についての司法審査

一時保護、特に職権による一時保護に関して事前・事後の司法審査については事後の司法審査を支持するものが62件（41.1%）、全件に対して事前司法審査の必要性があるとするものが5件（3.5%）であるのに対して現行のままで良いとするものは73件（48.3%）であり、全体としては即座で柔軟な一時保護の対応に関して司法審査が実務的な制度としてスムーズには組み合わせられないのではないかとする意見がみられる。ただしその反面では権限の一極集中化についての懸念を多くの児童相談所が感じているのは事実であり、保護することも、保護しないことも児童相談所だけがその全ての責任を負い、適法性・妥当性についての担保が無いことからくるジレンマがあると指摘されている。（p. 32-33, 41-42）

③ 児童虐待防止制度改正後の運用実態の把握・課題整理及び制度のあり方に関する調査（平成18年

度)

平成18年度には、平成16年度の児童虐待防止法、児童福祉法の改正後の制度の運用実態の把握、課題整理という観点からの調査が行われている。⁵⁾ 調査には全国137ヶ所の児童相談所からの回答があり(調査対象数は191ヶ所 回収率71.7% p.2)、法第28条の申立て、家庭裁判所の指導勧告、指導受講の附帯条件、法第28条の更新申立て、法第28条申立てを本案とする保全処分、医療ネグレクト、保護者が援助を受けるための司法機関によるバックアップシステムの構築などについての調査が行われている。(p.4-7, 13-15, 35-36, 39, 51-52, 54)

法第28条申立てと保護者の態度

調査期間中(平成18年4月~12月)に法第28条の申立ては89件あり、申立てに伴う保護者の態度は威圧的・暴力的:37件(47.2%)、無視:42件(40.4%)である。申立て後の保護者の態度変化については、変化あり:30件(33.7%)となっている。申立てが承認された42件についての、承認後の保護者の態度については相変わらず威圧的・暴力的:10件(23.8%)、無視:12件(28.6%)、無視から威圧的/暴力的:1件、威圧的・暴力的から無視へ:3件と、26件(61.9%)が反発的な態度を変えていない。一方、威圧的・暴力的から消極的同意(諦め)へ:1件、無視から消極的同意(諦め)へ:4件(9.5%)、あるいは、無視から明らかに親和的・協力的態度へ:4件(9.5%)と、反発的な態度から何らかの変化を示したものが9件(21.4%)あり、一定数は法第28条の申立て~承認過程で態度を変容させている。(p.4-5, 51)

家庭裁判所の指導勧告と指導受講の附帯条件

家庭裁判所の指導勧告があったのは14件(42件中33.3%)、保護者の指導受講の対応については、態度を変えず指導を受けようとししないものが8件(58.3%)である。勧告に対してしぶしぶではあるが態度を変えたのは2件である。

指導勧告が無かった事例67件では、審判承認後、指導を受けようと全くしない18件(26.9%)、ほとんど受けようとしない12件(17.4%)と、30件(44.8%)

が指導を拒んでいる。審判によって何らかの態度変容を示したものは8件(19.0%)である。

指導受講の附帯条件があったものは9件あり、そのうち5件が勧告を契機に指導を受けるようになったと報告されている。間接的な勧告よりも具体的に保護者に指示事項を提示する附帯条件の提示が保護者を変容させるのに有効かどうか、今後とも慎重に検討を続ける必要がある。

法第28条申立てという事態が、児童相談所と保護者の強い対立経過を前提にしているだけに、そう簡単に保護者の対応が変わることは無いのであろうが、それだけに児童相談所が保護者と話し合うためのテーブルが裁判所のバックアップによって設けられないかが、課題と言える。(p.6, 36, 52,)

法第28条の更新申立てと保護者の態度

法第28条の更新申立ては37件あり、保護者の態度について尋ねた事例調査には98件の回答があった。そのうち、複数回答で、保護者が指導に従わないものが60件(61.2%)、虐待否認が続いているものが47件(48.0%)、子どもの拒否や親子関係の変化(改善)が無いものが36件(36.7%)、生活が不安定なものが42件(42.9%)である。

法第28条の更新時に施設入所の同意に切り替えて更新申立てを行わなかったものが平成17年度中は87件、平成18年4月~11月中で20件報告されている。平成17年度の更新件数は87件なので、ほぼ同数が同意入所に切り替えている実態があるということになる。実地調査によれば、担当者と保護者の関係が変わっていくことによって保護者が同意に転じて指導関係が継続されることが報告されている。(p.6-7, 36)

法第28条申立てを本案とする保全処分の状況

保全処分は3件報告され、いずれも面会・通信の制限である。これに関して一時保護中において保護者の意に反して面会・通信の制限を行った件数は、410件と報告されており、事例調査では317件の事例が報告されている。その理由(複数回答)は保護者の子どもへの暴力・暴言・威圧が83件(26.2%)、

強制引き取りの可能性が148件(46.7%)、子どもが接触を拒否138件(43.5%)、子どもが保護者を恐れているため122件(38.5%)保護者の状態が不安定110件(34.7%)となっている。大半が保全処分の申立て以前から制限に入っており、文書通知は23件である。(p. 13-15, 54, 63)

医療ネグレクトに関する親権との対応

医療ネグレクト対応については初めて件数調査を行い、59件と報告されている。親権喪失宣告請求を本案とした保全処分申立て(親権者の職務執行停止と職務代行者の選任申立て)による対応については、医療の承諾に関する領域のみの部分制限の制度の必要性、医療そのものにリスクがある場合、職務代行者の確保や治療の承認が困難となる可能性が指摘されている。また代諾者が確保できない場合に備えて検討すべき対策として、都道府県知事等の公的機関が代諾者となる(児童福祉法第2条の趣旨による)、代諾にあたっては、第三者委員会等の意見を踏まえる、重大な瑕疵がない限り、代諾に伴う結果からの免責等が提案されている。(p. 35-36)

保護者支援のための司法機関によるバックアップ

保護者が児童相談所の指導を受けない、拒否しているといった事態に対して、都道府県の知事が指導を受けることを勧告する対応があるが、その実効性には疑問があり、実績が無い。これに関して在宅・施設入所を問わず、指導を受けない保護者に対して家庭裁判所から保護者に指導を受けるよう勧告する制度、在宅事例において保護者が指導を受けず、勧告に従わない場合には、親子分離介入～法第28条の申し立てとなるのだが、その介入の途上で家庭裁判所が少年審判における試験観察のように、保護者の養育改善努力を観察・評価した上で審判を下す方を提案している。

④ 改正虐待防止法の円滑な運用に関する基礎研究(平成19年度)

平成19年度には19年5月の児童虐待防止法の改正を受けて、その適正事務の確保に関するガイドラ

インの整理が行われている。⁷⁾ 家庭裁判所との連携に関連しては、28条審判における家庭裁判所からの指導勧告についての詳しい検討は無く、臨検・捜索の裁判所許可状の請求に関する事、児童相談所長による未成年後見人請求中の親権代行制度、医療ネグレクト対応における親権喪失宣告を本案とする保全処分による親権者の職務執行停止と職務代行者専任の申立ての手順が具体的に整理され、提示されている。(p. 56, 61-62, 89-105)

⑤ 日本子ども虐待防止学会 制度検討委員会による調査(平成20年)

日本子ども虐待防止学会の制度検討委員会は平成20年度に、次期児童虐待防止法の改正に向けた資料収集を目指して、各制度実態と活動状況からの制度改善についての児童相談所へのアンケート調査を実施している。調査は平成20年8月～9月に実施し、149ヶ所の児童相談所から回答があった。(調査対象数は全国197ヶ所 回収率75.6%)⁹⁾

調査において児童相談所と親の対立問題、親への援助効果を向上させるための方策、医療ネグレクトへの対応に関して児童相談所と家庭裁判所の対応について意見をまとめている。(p. 3-7, 9, 10, 13, 14-29)

児童相談所と対立する親への指導・援助効果を向上させるための方策

家庭裁判所の調停機能の活用期待が強く示され(単一回答:73ヶ所 49.0%)、裁判所が直接保護者に対して指導勧告を出せる仕組みを作り、司法の役割強化を求める声も多い(複数2項選択回答:91ヶ所 61.3%)。また指導に従わない親の親権制限や罰則規定の提案(複数2項選択回答:38ヶ所 25.6%)もみられた。家庭裁判所に関しては親への指導命令に加えて加害親の退去命令や親権の一部停止、虐待行為に対する司法判断の担当を提案するものもみられ、保護者が引き取りを家庭裁判所に申告する制度の創設提案もみられる。(p. 3-6, 9, 10-11, 13,)

医療ネグレクトに関する対応

親権喪失宣告を本案とする申立てによる対応とは

別に、医療ネグレクトに限定したより迅速な親権制限規定の創設（51.7%）が提起されている。またそれに付随して医療側の倫理規定委員会の関与による問題解決の仕組み（20.8%）や子どもの最善の利益に基づく医療運用の強化を求める声もある（16.8%）。（p. 10, 13）

2. アンケート調査の結果

今回、児童相談所と警察、家庭裁判所との連携に関するアンケートを全国の児童相談所に対して実施した。対象児童相談所 197 ヶ所中、回答があったのは 143 ヶ所（回収率 72.5%）であった。

1) 警察との連携状況について

警察からの児童通告の内容

平成 19 年度中の警察からの児童通告は回答のあった 143 ヶ所中有効回答のあった 141 ヶ所の児童相談所では 10,292 件あった。（表 2）その内、有効回答となった 140 ヶ所の児童相談所で文書通告は 8,307 件、身柄付通告は 1,927 件（合計 10,234 件）である。（表 3-1、3-2）文書通告の内訳は有効回答 139 ヶ所で、虐待以外の養護相談 520 件、虐待相談 2,156 件、触法相談 4,572 件、ぐ犯相談 804 件、その他 175 件である。（表 4-1、表 6）身柄付通告の内訳は有効回答 140 ヶ所で虐待以外の養護相談 536 件、虐待相談 672 件、触法相談 229 件、ぐ犯相談 440 件、その他 76 件である。（表 4-2、表 6）

虐待相談の通告についてその虐待種別の内訳をみると、有効回答に若干のばらつきがあるが、文書通告 2,653 件中では、身体的虐待 916 件、ネグレクト 558 件、心理的 640 件、性的 39 件、（表 5-1、表 7）身柄付通告 674 件中では、身体的 362 件、ネグレクト 179 件、心理的 105 件、性的 28 件（表 5-2、表 7）となっており、いずれも身体的虐待が最も多く、警察からの虐待通告は具体的に子どもがケガをしているとか暴力被害に遭っているという事実情報が伴う場合が多いことがうかがえる。（ただし心理的虐待では DV 相談による事実関係確認の難しい通告が増加しているとのことである。）

子どもの身柄の移送について

虐待通告に関連して、警察からの身柄付通告の際に、子どもの身柄を誰が移送するかについて、警察が身柄を確保したとしても、その一時保護を児童相談所が決定した場合、また一時保護委託をとったものは原則として児童相談所が身柄の移送を担当するとの確認があるのだが、これまでの一般的な警察からの身柄付通告では子どもの身柄は警察が児童相談所まで移送してきた。この点について自由記述で児童相談所が身柄を移送するのはどういう場合か尋ねたところ、表 8 にあるように、原則警察が移送する体制の中で、子どもや保護者に児童相談所職員が警察署で面接してから移送する場合や、警察の移送体制が整わない場合、乳児院や施設へ一時保護委託する場合に児童相談所が移送するケースが多くみられている。また警察が原則的に移送を担当してくれているところも多くみられた。

児童相談所が原則移送を担当する体制はまだ少数だが、そこでは業務時間外や行動の抑制が必要な場合に警察に移送を依頼していることが報告されている。

警察からの児童通告についての課題・要望事項

虐待ではない触法・ぐ犯の通告については、事件から通告に時間が空き過ぎて本人らの動機付けや指導に支障が生じてきたので速やかに通告して欲しいとの要望が最も多く、次に通告の意味や理由をきちんと本人や保護者に説明して、理解させておいて欲しいとの要望が多くみられた。また事実調べの調査無しに身柄付通告が来た場合、本人の事実否認に対して事実確認や指導が難しくなる事例を経験した報告もいくつかみられている。

虐待に関しては、保護者に事情聴取する際に、児童相談所への通告を告知して保護者に児童相談所からの調査が来ることを理解させておいて欲しいということと、DV 相談の通告に関しては、DV 目撃やそうした事態での実際の暴力被害ではない心理的虐待被害について「著しい心的外傷」という通告理由の判断基準が必要であるとの指摘が多くみられた。

また現在の制度下ではまだ意見段階であるが、軽

微な虐待事案については市町村に警察から通告できないかとの提案もみられている。その他詳しくは表9にあたって確認されたい。

警察署長への援助依頼について

児童虐待防止法第10条の警察署長への援助依頼は子どもの安全確認と身柄の安全な確保のために設定された援助体制であるが、実際的な保護者の暴力や威圧的な行動による直接・間接の子どもの安全についての脅威や、児童相談所への攻撃については多岐・多様な実態があり、その都度の状況に応じて一般的警察活動を含めての援助依頼がなされている。

有効回答140ヶ所の児童相談所が平成19年度に行った警察署長への援助依頼は323件、その他の援助依頼も若干含めて326件の援助依頼が報告されており、大半は立入調査と身柄の保護に際しての援助依頼で、一時保護直後の保護者告知場面でのトラブルでの援助依頼がそれに続いている。(表11)

警察署長への援助依頼と区別された一般警察活動としての援助依頼は有効回答138ヶ所の児童相談所で平成19年中、436件の電話による要請と57件の110番通報が報告されており、児童相談所が子どもの保護以外の場面で様々な危険に遭遇して警察への援助を依頼している実態がうかがわれる。(表12-1,12-2) 一般的援助依頼には、立入調査の事前相談や、実際の立入現場からの110番通報も含めて通常の電話による依頼(その後面談や協議が行われているものを含む)が431件、110番通報による緊急の依頼が56件報告されている。通常の電話による相談は施設からの無断外出の連絡が最も多く、110番では一時保護所や児童相談所での保護者とのトラブルが最も多くなっている。

児童虐待防止法10条の警察署長への援助依頼、一般警察活動としての依頼を含めて警察への援助依頼についての児童相談所の意見・要望を訪ねたところ、スムーズである、普段からの双方の関係、協議体制が重要であるとの意見が半数を占めた。また警察の夜間体制の大変さや多忙な実態について、もっと児童相談所は知っておくべきであるとの指摘もみられている。反面、援助要請を断られた、110番出の出

動を拒否されたなど、具体的な事案の確認無しには解明しにくいのが、何らかの解決を要するような課題のある場面も報告されている。詳しくは表を参照されたい。(表14)

警察の連絡会議への参加・出席状況

要保護児童対策地域協議会の設置は基本的に所轄警察の参加を前提に組織されてきている。またそれ以前のネットワークにおいても警察の参加は原則的には設定されてきた。実際的にどの程度の参加状況と課題があるかについて尋ねたところ、有効回答110ヶ所のうちその大半で原則的な参加、代表者会議の参加が報告されている。(表15) また個別ケース会議については原則参加はしていないものの、必要な事案について要請して参加があるところが大半を占め、警察がかなり市町村の要保護児童対策地域協議会にも深く関わっている実態がうかがわれた。またこれらの警察の参加と警察と児童相談所との連携会議についての課題・要望を訪ねたところ、肯定的な評価が多くを占めたが、情報の出し方で警察が児童相談所の意向と関係無く独自に捜査を開始するなど、双方の連携に課題となるような事例も報告されている。(表17)

相談事例の刑事事件化について

児童相談所が平成19年中に刑事告発した事例は、有効回答141ヶ所で17件あり、そのうち10件が身体的虐待、6件が性的虐待であったと報告されている。(表18 表19) 刑事告発とは別に通報のみで警察が事件化したものは44件あり、そのうち26件が身体的虐待、17件が性的虐待であった。(表18-21)

児童相談所内でこうした刑事告発についての一定の事務手順や要綱等の整備を行っているかどうかについては有効回答140ヶ所中5ヶ所があり、5ヶ所が検討中で他の130ヶ所はなしと回答している。(表22)

また実際に刑事告発する際の判断基準を尋ねたところ、112~118ヶ所の有効回答が得られ「子どもの生命、身体に重大な危険(死の危険)のある身体的虐待」と、「加害者の行動が社会的に危険性の高い身

体・性的虐待」、「妊娠・出産を伴う性的虐待」が大半を占めたがいずれも30%を超える比率で告発したことがない（しない）との回答もあり、刑事告発の標準的基準はまだ確立していないと言える。

これらの相談事例の刑事事件化に関する課題を訪ねたところ、65ヶ所から回答があり、刑事告発する際の要件の事前整理が課題であること、子どもの家族関係の長期の支援を考える上で刑事告発には慎重にならざるを得ないこと、実際の告発については性的虐待の刑事事件化が本人にとって過酷で負担が大きいかことや、告発しても立件されない場合の対応などに難しさがあることが報告されている。（表24）

警察からの情報提供依頼について

児童相談所と警察の連携の重要領域に、警察からの情報提供依頼への対応がある。平成19年度中の刑事訴訟法197条の2による警察からの情報提供依頼件数を尋ねたところ、有効回答136ヶ所において99件の依頼があったことが報告された。（表25）その対応結果については61～84ヶ所の有効回答として102件の対応結果が報告され、回答82件、部分回答15件、拒否2件、令状押収が3件となっている。これから見ると当初、103件の依頼があり、そのうち3件が令状押収に切り替えられたともみられる。

警察に関連する新たな法制度の対応について

立入調査拒否罪の告発、接近禁止命令違反についての現況を尋ねたところ、86件の回答あり、そのすべてでまだ事例が無いことが報告された。また一部で準備的な協議は進められていることも報告されている。（自由記述結果 Q25）

臨検・捜索も含むこれらの新たな制度についての事前準備や協議の状況を尋ねたところ、98ヶ所から回答があり、約6割のところはまだ具体的な協議には入っていないが、3割のところでは何らかの事前の体制や手法についての検討が行われている。（表27）また1件のみ具体的な検討準備に入ったが、立入調査で対応できたので臨検・捜索の実施準備までには至らなかったと報告されている。

平成19年の改正少年法に関して

少年法6条の4台項関係の警察官等の調査、3項関係の照会件数は、平成19年度中、調査は16件（有効回答126ヶ所）、照会は114件（有効回答127ヶ所）であった。

児童相談所が、警察の調査対象となった事例において、子どもの本人の弁護士付添人選任権の確認、あるいは告知を行っているかどうか尋ねたところ、85ヶ所の有効回答中、行っているのは23ヶ所、行っていないのは62ヶ所であった。

改正少年法に関する児童相談所の課題・要望について尋ねたところ、約50%（39件）が14歳未満の重大事件触法少年の受け入れについて一時保護所のハード、ソフトの体制不足を強く訴える回答となった。（回答数79 表30）

警察と児童相談所の連携に関する意見・要望

最も話題が集中したのは臨検・捜索における役割分担で、警察の業務とすべきであるという意見と、児童相談所と警察が共同で実施すべきであるという意見が多くみられた。また、警察は通告受理機関となって緊急かつ介入的な安全確認や、夜間・休日の虐待通告対応を積極的に実施できるようにすべきであるとの意見や刑事罰に当たる行為が認められる虐待事案は警察に直接通報できる体制の考え方など、司法機関としての強い対応に関する要望と期待が認められる意見が多くみられる。（表37）

2) 家庭裁判所との連携状況について

法第28条 第33条の申し立てについて

児童福祉法第28条1項、2項、第33条の6（親権喪失宣告の申し立て）の申し立てについては、法第28条1項が170件、法第28条2項が69件、法第33条の6が1件（有効回答136～139ヶ所）であった。（表31）

法第28条の申し立てについて

この法第28条1項、2項の申し立てに当たっては、以前は相談経過を含む一連の申し立ての内容、理由をすべて申立書に一本化して書いていた時期があっ

たのだが、徐々にいわゆる法的な申し立て書として、疎明資料、証拠資料、経過資料、様々な所見等を、証拠資料、参考資料として添付する傾向にある。またそれらの資料については、家事審判法・規則の改正によって、家庭裁判所の情報公開原則が拡大し、保護者側が謄写申請すれば、申立書と証拠資料一式を入手できる状況が発生している。この対応は裁判所、裁判官の判断に基づく。元々、証拠として提出された情報は審判の根拠として審判書に引用・記載できる情報として扱われるので、申し立て段階で、情報は相手側にも明示される可能性が含まれるのであるが、例えば通告者が特定される情報の秘匿義務を法的に担っている児童相談所としては、通告の経過情報を裁判所には提出しても、保護者の謄写申請に対しては、その情報は守られなければならない。また関係機関からの情報提供に関しては、保護者を当事者とした支援関係が実際に継続している機関も多く、そうした機関から情報が提供されていることを保護者が知ること、保護者への機関からの支援関係に支障が発生する恐れもある。さらには子どもから聴取した内容には、保護者が準備なしにそれを知ることで親子の間に深い恨みや感情的わだかまりを形成するおそれのある情報もしばしば含まれており、法的な対応と共に、そうした援助関係での配慮や関係機関からの協力に関しても多くの配慮を要する。

実際にどのような書類、情報が法第28条の申立てにあたって提出されているのか尋ねたところ、別添資料無しでの申立て書の提出がまだ各地に残っているようだが、一方でかなり細分化した関係資料を証拠資料として添付して申立てている傾向にあることが分かる。(表32)

保護者の謄写申請とその対応

保護者側からの申立て資料の謄写申請を経験している児童相談所は有効回答127ヶ所のうち、16ヶ所であった。(表33)

こうした保護者側からの謄写申請に対してどのような対応をとっているかについては、開示しないで欲しい書類について上申書を提出するか、非開示を

裁判所に依頼するとする対応が多く、また一方で謄写申請を前提にして申立書、疎明資料を作成するとの回答も多かった。また、証拠資料は申立て書と同様、審判書に記載されると共に謄写申請を認める場合には基本的に開示対象となるので、そうされたくない資料情報については調査官の参考資料などの扱いか口頭説明として、開示を回避する対応もとられているようである。ただ、そうした資料は審判書には根拠として記載できないため、主張力は幾分か低減せざるを得ない。(表34)

家庭裁判所からの調査嘱託について

家庭裁判所からの児童記録の閲覧と文書による回答の要請についてはいくつかの異なる対応姿勢が並行している実態にあるように見える。特に少年事件に関しては閲覧や文書回答に応じてきているが、家事に関してはいくつかの判断分岐が働いて、その分幾通りかの対応が並行して存在しているようである。

ひとつ目は裁判所の要請通りに閲覧や文書回答している対応、

ふたつ目は閲覧に応じられる場合は閲覧に対応し、閲覧では児童記録の内容が複雑で不適切な情報が含まれると判断した場合に文書回答としている対応、

3つ目は閲覧には応じず、もっぱら文書回答している対応、

わずかだが、児童記録の貸与に応じている対応、などである。

いずれについてもそれぞれの自治体が有する個人情報管理、情報開示のルールに従って適切と判断される対応となっているはずなので、そうした体制に依拠した対応でありながら、具体的にはかなりバラついていくことが感じられる。

内容に関しては児童の利害を主体とし、その利益・福祉に反しない場合には情報提供はスムーズだが、児童を主体としない夫婦間や親族間の利害が主となった争いにおいて、児童の記録情報の提供を求められることに対しては慎重論や懐疑論が提起されている。またそうした場合には当事者、当人の承諾があれば良いとする、情報管理の基本に立つ意見もみられる。

その他家庭裁判所との連携における課題・要望

少年事件においては、児童相談所長送致や児相自立支援施設送致について、児童自立支援施設や一時保護所の入所状況についての調整が難しい状況にあることも多く、家庭裁判所の審判においては十分に協議してほしいとの要望が最も多かった。

虐待事案では法第 28 条の審理期間の短縮化と裁判所は法的な判断だけでなく、虐待状況に置かれた子どもが受けるダメージについてよく理解してほしいと意見がみられた。

少年、家事共通のこととしては、関係は良好であるとの評価が最も多くみられた。その他には個人情報保護と家庭裁判所の調査権の取り扱いの整理や裁判官ごとの判断の違いに合わせるしかないのか、とか、家庭裁判所は厳正中立の機関であるなら、連携機関などとは考えない、という意見もみられた。

家庭裁判所の指導勧告について

法第 28 条の審判において家庭裁判所から都道府県知事への指導勧告が、その後の保護者指導への司法からのバックアップとして設定されてきたが、その効果については相談現場では、以前から疑問視する意見が多かった。

平成 17～19 年の 3 年間の家庭裁判所の指導勧告は 12 件、12 件、17 件となっている。(有効回答 100、105、111 ケ所) (表 38-1)

同じ時期の都道府県知事、政令市市長の指導勧告は平成 19 年度のみ 3 件 (有効回答 105 ケ所) となっている。(表 38-2)

実際の指導勧告の有無にかかわらず、各児童相談所の意見を求めると、保護者に対する直接の勧告ができるようにしてほしいという意見が最も多くみられた。(表 39)

実際の指導勧告事案については 43 件の報告があり、そのうち 32 事例については効果についての回答があった。また市長による指導勧告 2 件、知事による指導勧告 1 件も報告されている。市長による指導勧告 2 件は効果なしと報告されているが、知事勧告 1 件は効果があったと報告されている。

家庭裁判所の指導勧告で効果があったとされたのは 5 件、効果なし 18 件、曖昧で評価できず 6 件、その他未回答が 3 件となっている。

効果の有無の要因は詳細な事例情報の分析によらなければ確定困難と考えられるが、提供された事例情報でみると、指導勧告の内容に保護者が具体的に取り組むべき指示事項が述べられている事例で効果ありとなっているのに対して、「施設入所の理由を理解させる」「養育態度の問題を認識させる」といった児童相談所がすべきであることについての一般論だけが示されている指導勧告の事例では「効果あり」の事例は見られていない。これは報告されている内容だけからすれば、まさに保護者自身がすべきことに言及しているかどうかの違いであり、過去の調査研究で附帯事項に保護者が取り組むべき事項への言及があった事例に有効性がみられていた⁸⁾ことも符合する。

これらの事例をみると、確かに指導勧告の内容と効果に何らかの関連性がありそうなことは推測されるが、それは勧告の文言設定に至る指導経過の方に本質的な要因があるかもしれず、単純な推測は控えたい。

3. 警察本部へのヒアリング調査

各府・県警本部ヒアリング調査：児童虐待に関する警察と児童相談所との連携課題について

平成 20 年 10 月、11 月に、児童虐待に関する警察と児童相談所との連携課題につき、警察庁からの紹介によって五ヶ所の警察本部⁹⁾の児童虐待対応担当部署にヒアリング調査を実施した。調査項目は別紙：「児童相談所と警察との連携に関する課題についての調査 調査項目概要」の通りである。

⁹⁾ 神奈川県、埼玉県、京都府、大阪府、香川県の各警察本部

1) ヒアリング調査結果

① 警察署内での児童虐待対応の組織、対応周知・研修体制について

組織体制

組織としての児童虐待対応は、いずれの警察本部

においても生活安全部少年課に児童虐待対応の担当を配置。各所轄署においては生活安全課に担当職員が位置づけられている。体制としては警察本部においては担当職員配置を基本とし、専従班やチームが編成されているところもある。各所轄署においては生活安全課に虐待対応についての主任、補助者の位置づけ職員配置を基本とし、中には各課横断的な班体制が敷かれているところもあり、規模・体制には幅がみられた。

警察内での児童虐待対応の周知・研修

対応周知・研修体制については、平成18年9月に警察庁より発出された通達（児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応について：平成18年9月26日 警察庁丙少発第38号）、および平成20年4月施行の改正児童虐待防止法等についての通達（児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行について平成20年2月22日 警察庁丙少発第6号）に関する連絡・通知文書、資料、マニュアル等の配布による周知の他、例規・通達の発出による整備を図ったところもある。平成20年度の改正児童虐待防止法の施行にあたっては、いずれも平成19年度中に児童相談所と今後の対応について協議し、具体の事案に応じて詰めていく見直しを確認している他、協議文書の作成や対応マニュアルを作成したところもある。

研修体制としては、部内では課長、係長を対象とした研修、生活安全課員は教養研修、警察大学校での教養研修とそれら資料の閲覧、各所轄署においては資料の常時閲覧設定による周知、警察庁作成のDVD（児童虐待の対応について）の利用、夜間対応での取り扱いについての書面通知等による周知体制が概ね共通している。

② 児童虐待に関する一般市民から警察への通報及び警察から児童相談所への通告

警察が受けた通報

平成20年1月～8月末の期間の警察への通報件数はいずれも前年度に比べて増加傾向にあり、中には既に昨年1年間の2.5倍に達しているところもある。

背景には住民意識、警察官側の対応意識の高まりもある。泣き声のみの通報や迷子の通報など、警察として児童虐待にあたるのかどうか判断が難しい事案や、学校や児童相談所が既に対応中であるが、適切に対応してもらえていないと感じた近隣等からの再通報などの事案もみられている。

警察から児童相談所への通告

警察から児童相談所への通告についてはDV相談に関する通告を含め増加傾向にある。また、警察として虐待の判断が難しいが疑いがある場合にも児童相談所へ通告することになる。対応の場で明白な加害行為が立証されない事案や、しつけとの区切りが難しい事案、あるいは心理的虐待、ネグレクトについて虐待にあたるかどうかの判断自体が難しく、警察対応の段階で直接、児童相談所の判断を求めたい事案がある。また、通告にあたっては、児童相談所に通告する旨、当事者に告知して、後日の児童相談所からの調査に対応するように要請することを原則としているが、中には当該関係者との接触が困難なまま、周囲からの聞き込み等の警察活動で虐待の疑いがあるために通告する事案の場合、当事者に通告の事実告知が出来ていない事案もある。

身柄付通告を行うにあたっては、そのままでは家庭に返せない状況があるとの判断があるのだが、一時保護所の定員上の限界や、夜間・休日の対応において警察での対応を児童相談所から依頼される事案もあり、それなりに対応してきているが、児童相談所の体制強化を期待する声がいずれのところでも聞かれた。

③ DV相談事案の児童相談所への通告について 警察が扱ったDV事案での虐待通告

子どものDV目撃が児童虐待に当たるとの認識の周知により、DV相談で扱う事案のうち、児童虐待が懸念される事案の児童相談所への通告はかなり増加している。DV相談件数自体が前年度に比べて2倍近く増加しているところもあり、事例数に対する通告件数の比率だけではなく、絶対数の増加も反映している。場所によって取り扱い件数自体にもかな

りの差があるが、その4割～7割程度が児童相談所への通告となっている。

DV 事案での児童相談所への通告基準と手順

DV 遭遇児童についての児童相談所への通告に関する統一的な判断基準は明確ではなく、事案ごとの判断によるが、子どもへの暴力の報告があった、何らかの子どもへの虐待が懸念される、心理的虐待あるいは心理的外傷を受けたおそれがある、母が子どもを連れて再び加害者の元に戻ってしまう可能性が高い、その他子どもに対する何らかの援助課題があると思われる事案については通告することとしている。

通告にあたって警察から当事者に児童相談所への通告が告知されていない場合に児童相談所の調査において保護者と児童相談所職員の間でトラブルになる事案があることは児童相談所からの申し入れ等によって把握しており、本部から所轄には、保護者に対して通告を告知するよう指示を出して周知を図っている。しかしすべての事案がその通りでないこともある。

保護者が自宅に戻っているとか、遠方に移動してなど、児童相談所の対応に難しさがあることは聴いており、ケース移管や各自治体との取り決めなど課題の整理は必要と感じている。

④ 警察署長への援助要請について

援助要請の状況と要件

件数が年間一桁台から数十件まで幅があるが、内容的にはこれまで児童虐待防止法第10条に該当するもの、それに準ずるものと一般警察活動としての対応との区分に課題があった事例をどことも経験してきており、概ね整理が進んでいる。

事前協議と夜間の対応

事前協議が確実に実施されているところと、事前協議無しの緊急要請対応があるところがある。件数の少ないところではほぼ確実に事前協議がなされているようで、児童相談所の体制や手順の違いもあるかもしれないが、地域状況の違い、相談事例の動きの違いもある。事前協議無しの緊急対応に関しては、

もう少し事前の情報共有や協議が持てておれば、良かったのではないかと感じる事例を経験しているところが多い。夜間対応については警察の対応体制についての児童相談所との相互理解と調整に課題が感じられる。

⑤ 要保護児童対策地域協議会への参加について：各会議への参加状況

いずれも、代表者会議と実務者会議に参加している。個別ケース会議は一箇所を除いてあまり参加は経験していない。必要があれば参加するが、要請が少ないこともある。個別事例での対応に何らかの警察対応の必要性がある場合には、別途、警察と児童相談所での打ち合わせが持たれており、そこで調整されている場合も多い。

⑥ 告訴・告発 刑事事件化に関すること 警察が扱った児童虐待での検挙事案

児童虐待事案として警察が検挙した件数は平成19年8月か9月時点において、多いところで25件である。殺人、殺人未遂から傷害致死、傷害、暴行、保護責任者遺棄などであるが、性的虐待については親告罪に属する部分があるが、強制わいせつや児童福祉法違反での検挙が目される。

児童相談所からの刑事告発

児童相談所からの告発事案はここ数年間、ゼロから一桁台の件数。重大な加害事件は病院や消防救急からの通報によることもあり、医療機関と警察の連絡体制を協議しているところもある。けがの様態によって、医療機関が警察に通報する場合と、児童相談所に通告する場合があります。内容による判断の分岐がどうなっているのか検討の必要性を感じているところもある。捜査機関は犯罪認知時点で捜査に着手するが、その捜査の端緒にはそれなりの根拠が必要となる。児童相談所の告発は捜査着手の根拠のひとつとなり、事案によっては児童相談所の告発があることで捜査着手の根拠がより確実に確保されることである。

児童相談所と警察の情報共有、連携課題

児童相談所が対応する時点で、刑事事件化する可能性がある事案については、立件に向けての証拠確保の必要性からも早期の情報提供、情報共有が重要であるとの指摘が共通して聞かれた。警察として虐待の再発の危険性、エスカレートしうる事態の抑止の面からも刑事事件化することが効果的な事案と、そうした要件が優先しない事案があることは理解している。また、子どもを保護し、保護者を継続的に指導・援助していく福祉機関の手順・対応と、容疑者の犯罪行為の立件・起訴を目指す捜査機関とでは決着点の違い、その手法、手順に、しばしば齟齬が生じており、被害者対応の不適切さや福祉機関としてやりにくい面があることは承知している。こうした捜査機関と福祉機関の対応の違いを踏まえたうえでの情報共有や対応方策の検討が必要と感じている。昨今、警察と児童相談所の情報共有の不足、機関連携の不十分さによる虐待対応の遅れ・不備を世間やマスコミから批判的に扱われる事例もあり、より緊密な連携、情報共有の必要性を感じているとのことである。

⑦ 法改正による新たな課題について

法改正に伴う新たな法的対応の状況と課題

立ち入り拒否罪の告発や臨検・捜索、接近禁止命令の事案は調査時点では経験していない。臨検・捜索の裁判所へ提出する証拠書類は警察で扱う強制捜査手法がモデルになっている。警察官 OB 等の経験を活用できる児童相談所の体制が必要ではないかと感じるとの意見が散見された。

新たな法的対応についての児童相談所、福祉部局との協議状況

法改正、新年度からの対応体制については、いずれの場所でも警察と児童相談所、福祉部局との間で、何らかの事前協議は行われており、一部では詳しい手順の検討や確認作業も始まっているが、今後とも調整すべき点はあると感じている。告発の要件、証拠資料の整理であるとか、接近禁止命令を発出した場合、解除した場合の警察本部への連絡手順等は関

係各部門との意思統一を図っておく必要があり、より実務的な事柄については実際の事案が出てからの協議によってさらに詰められる部分もあるだろうとのこと。

2) 児童相談所に対する要望事項

① 児童相談所の体制強化について

今回調査した全ての警察本部で「児童相談所の体制強化を図って欲しい」との要望があった。具体的な内容については、以下の通りであるが、夜間・休日対応に関する体制強化の要望・指摘が多くみられた。

- 夜間・休日に児童相談所が受理した事案について警察に対応を依頼される事例があり、それなりの対応はしているが、警察も夜間・休日は当直体制で限られた人員であらゆる警察活動を行なっていることから、負担が大きい。また保護の判断において児童相談所の判断が必要な事案もあり、児童虐待事案は昼夜を問わず発生するのであり、それに対して迅速な対応の必要性からも児童相談所の体制強化をお願いしたい。
- 警察が対応する夜間・休日の通告事案の対応に、可能であれば現場に同行して欲しい。(保護の要否判断)
- 一般からの夜間・休日通告を児童相談所が受理して緊急時は警察へと指示している事案があるが、そのまま警察に通報が無かったらどうするのか確認がなされていない事例がある。
- 非行の背景に児童虐待があることはしばしばであり、要保護性の有無と共に非行防止の観点からも児童相談所の積極的な介入、被害児への支援、保護者指導、家庭環境の改善へのはたらきかけなどをお願いしたい。
- 保護者からの強い抵抗・抗議や子どもの抵抗から一時保護が進まず、警察での有事の対応を依頼されることがあるが、子どもの最善の利益を考え、最悪の事態を防ぐ立場から最善の措置をお願いしたい。

② 組織的な情報伝達、調整・指示機能の警察と児童相談所の違いについて

警察は各本部を軸に各所轄署、各部門に至るまで情報の周知、意思統一の徹底が組織的になされる体制にあるのに対して、児童福祉分野では、各児童相談所、本庁所轄部局は統一的な意思決定、伝達・周知の体制よりも、各組織が個別に専門性に基づく対応判断責任と権限において相談対応する体制にある。この優先順位の違いが、時として、組織的な対応・判断、取り決め事項の周知・徹底のスタイルの違いとなっており、違和感を生じている場合がある。具体的には以下のような要望・意見が聞かれた。

- 警察署の所管地域にある複数の児童相談所と各市町村の連携体制や関係にかなりばらつきがある印象を受ける。警察は組織的に本部が統一的に所轄署に連絡調整や指示を出すシステムになっているが、児童相談所については本庁所管部局を通じて、中央児童相談所を通じて、連絡はするが、要請や指示権限は無いと聞く。体制の違いなのか、どこかでそうした統一的な連絡・調整システムを持つことはできないか。

③ 情報共有、情報提供、告発について

情報共有については、警察と児童相談所の情報管理や個人情報の取り扱いの違い、開示できない情報の優先順位の違い、対応根拠の違いがあり、そのズレのためのコミュニケーション・トラブルがしばしばみられてきた。相互のルールの違いをよく認識した上での情報共有のあり方についての整理が必要と考えられる。

- 情報共有について課題整理が必要。警察が対応する場合の事実把握における人定情報の確認は警察の法的対応では前提ルールになっているのだが、児童相談所にとっては個人の特定にあたる情報の守秘義務が重視されていて優先順位が異なるとか、捜査関係情報は非公開であることなど、相互の連携の中で解決できる部分と出来ない部分がある。

- 時として児童相談所の調査では解明できない事実関係について、警察の捜査に委ねて事実の解明を期待するという要望を聴く事があるが、捜査関係情報は非公開であり、事実解明の情報提供にはならない。事件が起訴になり、起訴状に情報が出れば、それは明らかにされるかもしれないが、それ以外の捜査上の情報は表に出ることは無く、児童相談所や福祉機関はその情報を利用できない。
- 警察への通報、告発において、かなりの時間が経過してしまっており、証拠が失われていたり、関係者の記憶が薄れ、供述の信憑性が問われたりするような事態を防ぐ意味からも、犯罪性のある事案については、出来る限り早期に通報、または情報提供していただきたい。その際の警察・検察の対応についても事前協議できると、対応しやすい。

④ 警察から児童相談所への通告、一時保護に関すること

一般的な警察から児童相談所への虐待通告についてと、身柄付通告の対応に関する要望がいずれの警察からも出された。身柄付通告については児童虐待に限らず、非行の身柄付通告に関する要望もみられた。いずれも迅速な情報伝達と常時、事態の進捗状況を共有化できる意思疎通に課題の焦点がある指摘・要望とみられる。

- 警察からの通告あるいは事前の情報交換(取り扱い経過の有無の確認等)において、児童相談所の担当者から「虐待じゃない」「大丈夫です」という返答される場合があり、通告対応として取り上げられたのかどうか分からない事案がある。警察としては虐待の疑いがあるとの判断から通告しているので、一担当者の見解・判断ではなく、組織としていったん通告受理した上で、あらためて虐待の有無、援助の必要性等について根拠ある判断を示してもらいたい。
- 警察が認知した虐待事案は出来る限り安全確認の一時的対応を行った上で通告するようにしているが、中には面接できず、周囲の聞き込

みなど、他の警察活動から二次的に事態を把握する事案でも児童虐待の疑いがあれば通告することになる。こうした事案では保護者に直接の告知はしていない場合もあるので承知していただきたい。

- 警察での一時保護委託について根拠を確認できるようにしてほしい。
- 一時保護の受け入れ先のスムーズな対応をお願いしたい。(時間がかかる場合がある) 児童通告の対応について、土日・休日の対応で一時保護の要否判断、受け容れに時間がかかることが多い。迅速な対応をお願いしたい。
- 身柄付の児童通告の場合、警察としては当分の間は一時保護中であると認識している児童が、当日や翌日に地域で見かけられたり、再度警察に保護されたりする事例がある。当該児童の措置結果や一時保護解除の連絡はすみやかにいただきたい。身柄付通告で翌日自宅に帰っており、再度警察が保護する事案がある。インテークを十分にできているのか。
- 警察が一時保護中の児童について事件化を進めていた事案で、警察が知らない間に子どもが家に帰されていて、対応に混乱した事例があった。速やかな経過、理由の連絡をお願いしたい。

⑤ 警察署長への援助要請について

警察署長への援助要請については、ヒアリングの項ですでに連携の整理が進んでいるとの指摘が多く聴かれていたが、改めて確認すると、援助要請の要件整理と共に、18時以降の夜間、休日の対応実態について相互理解が課題であることが認められた。

- 突然の援助要請について、緊急時はやむを得ないが、後で聞くと児童相談所はある程度情報をつかんでいたという経過がある事案もある。事前に何らかの情報提供、一報があればと思う場合がある。
- 援助要請において、児童虐待防止法に基づく本来の援助要請と、子どもの安全な保護に関係しない便宜供与依頼、一般警察活動に属する対応

の依頼とは明確に区別して欲しい。

- 援助要請で「緊急」という要請があるが、警察として「緊急」というと、事件出動としての緊急出動の対応になり、実際に事件対応中の戦力を割いてでも対応することもあるのだが、結果的にはそれ程の緊急性ではなく、また実際の対応開始までに時間がかかってしまうような事案もあり、「緊急」という言葉の意味が違って
- 18時以降の援助要請については、できるだけ時間内からの事前の連絡で対応準備に入れるようにできるとありがたい。結果的に出動が無くてもそれは構わない。
- 夜間の警察の体制は大規模署であっても様々な事件対応が進行中であり、実際に援助要請に対応できるのは1~2名の刑事で、その刑事が対応に出動している間は他の機能がストップしている場合もある。

時間外の援助要請について、あらかじめ検討されている対応の場合、あるいは時間内からの経過がある場合には実施の時間帯への配慮、あるいは事前の連絡・調整をいただきたい。警察署も土日や夜間については必要最低限の人員体制であることを理解して欲しい。

⑥ その他の事項

以下はそれぞれの警察で話題になった時点で比較的共通して指摘のあった一般的見解である。要望とは少し異なる内容もあるが、今後の児童相談所との意思疎通や連携に関する話題として意見交換した中で聴かれた事項である。

- 今後、立ち入り調査拒否罪の告発を想定している事案、接近禁止命令が出されるような事案についてはできるだけ早目からの情報共有、協議が出来るように、情報整理と準備、連絡を頂きたい。児童相談所と警察が並行して対応できるよう、共有化を図りたい。
- けがをしている子どもを保護し、医療機関受診した場合、基本的には保護者負担となるが、保護者が加害行為者である場合に、医療費の支払

いについて困惑する事案がある。子どもを一時保護した上での医療受診であれば、公費負担が可能な場合もあり、協議したい場合がある。

- 司法面接は被害者に配慮した手法であることは理解しており、また調査手法としては関心をもっているが、現行法上、児童相談所の面接記録そのものに証拠能力が保証されていないだけでなく、1回だけの聴取に限定された手法が、刑事事件としての立件や被疑者側からの反論を想定した場合、証拠能力としての重要度は高いといえない。また、日時の特定が無い場合、被疑者のアリバイを扱えないために、争うこと自体が困難となる。
- 警察と児童相談所は常日頃の連絡、配慮、情報共有があるか、無いかが連携において特に重要と考える。

IV. 考察

1. 児童相談所と警察の連携について

1) 連携状況の評価と要望や意見の共有化について

警察と児童相談所の円滑な意思疎通、連携活動は時に子どもの安全確認と身柄の確保、保護者への適切な援助において絶対の一点となることがある。それだけにその連携には緊張と摩擦もまた避けられないのだが、まさにそうであるからこそ、適切な緊張感と共に互いの理解と協調、信頼の努力が必要であるともいえる。

児童虐待対応における児童相談所と警察の連携は、警察署長への援助要請を核にして、初期対応における子どもの安全確認や子どもの身柄の確保課題に焦点がある。その連携はかなり以前からの経験の蓄積、文書通知や通達による組織的周知が図られてきており、特に平成18年9月の警察庁生活安全局長と刑事局長共同による警察庁の通知（平成18年9月26日警察庁丙少発第38号 丙生企発第83号 丙捜一発第29号「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応について」）及びそれを受けた厚生労働省の通知（平成18年9月26日 雇児総発第0926001号）以降、児童相談所の側からみて、よ

りスムーズになったとの評価が定着してきている。もちろん一部の子どもの虐待死事件等で、機関連携の不備が指摘される中に、警察と児童相談所の連携の不足が指摘される事案も発生しており、まだまだ実態的な課題の検討が必要な状況は残されているが、多数の連携課題の中核的な領域はかなり整理されてきているのではないかと考えられる。

しかし、こうした連携の経験蓄積があり、また調査研究報告も積み重ねられてきているにもかかわらず、繰り返し指摘され続けている事項や要望事項もみられる。その多くはこれまでの調査報告の中に言及があるものの、その具体的な理解や工夫、意見交換や周知が不十分なために全体の共有知識になっていないことが含まれているようにみえる。またこれまでの調査は、児童福祉側の調査・意見集約が中心で、それに対応照合できる警察側の情報が乏しかった。今回、警察からの意見、情報を限定的ではあるが聴くことができたことは貴重であったと考えている。勿論、これらの警察からの意見や情報は各都道府県単位の機関連絡会議等では既に交換されてきている情報でもあるが、それらの意見交換や要望事項が都道府県を越えて共有され、議論される機会は少なかった。今回のこうした調査が児童相談所と警察の連携により一層寄与するひとつの情報源となることを祈りたい。

2) 連携における課題点 1: 領域分野から

連携における課題点は部分的な重複はあるものの概ね以下の領域に分けられる。

① 組織が依拠する法の目的、手続き、優先する選択肢の違いによること

もっとも基本的なことに、警察の事案対応における最優先事項が人定情報の確認と、事案着手における初動捜査での証拠確保の重視がある。児童相談所においても事案の対応開始において対象者の特定は基本要件であるが、その情報は同時に最も重要な守秘義務の対象情報となる。初動における優先事項は子どもの安全確認と安全確保であるが、同時に過剰反応による保護者とのトラブルの回避も考慮される。

この優先順位の特性が連携における課題となる。

例えば児童相談所が、事案の経過事実の評価、何らかの保護者の行為事実の検証について警察の意見を求めたところ、まず何処に住む誰のことか情報提供を求められてしばし立ち往生するといったことになるのは、そのためである。さらに、その検証すべき行為事実の説明をしたところ、直ちに捜査着手され、質問に向いたつもりの児童相談所が事情聴取を受け、児童相談所としての対応の検討のために向いたはずが、刑事捜査が先行して動き出し、別の出先を回って相談所に帰ってきてみれば、保護者は逮捕、事件報道の新聞記者に囲まれる、といった事態が誇張でなく展開する可能性がある。

これは実は、虐待事案をめぐる機関連携の宿命的な姿であるともいえる。上述の児童相談所と警察を、学校と児童相談所に入れ替えても、似たような事態が展開する可能性がある。元長を恐れずに例をあげれば、学校が子どもの不審なけがの様態に疑問を感じ、校長が児童相談所に向いて学校としての対応を相談するために事情を話したとする。児童相談所は子どもと家族の住所氏名を確認し、事情を聴いている途中から所としての通告対応調査を開始する。子どものけがの写真提供を受けた児童相談所は直ちに直接の安全確認を決定し、校長が学校に戻ると同時に児童相談所の虐待対応チームが学校に到着する、ということになるかもしれない。

ひとつの事案・情報に対する機関としての対応責任、経験と判断、目的と手順の相互認識の違いが、情報確認の優先順位や事実認識と判断、対応のタイミングの違いを引き起こすのである。

最近の児童相談所は既に子どもの安全確認にはカメラと巻尺、場合によってはノギスを必携して現場に向かうことを常態化させつつある。子どもがドアの取手に額を打ち付けたとなれば、子どものけがの様態の写真撮影、傷の大きさの確認と記録化はもとより、子どもの立ち位置から取手までの距離、取手の位置、床からの高さ等々は初期の調査時点での確認事項となる。しかし、児童相談所の職員の誰も、刑事捜査のための現場検証の専門家では無い。故に警察は証拠確保のための最短時間での情報提供と現

状の確保を要請することになる。

児童相談所からの意見において、警察が捜査目的で独自に動き出した時の合わせづらさ、意思疎通の難しさ、刑事捜査との付き合いにくさは繰り返し指摘されてきた。警察側からみると、事件化のためのできるだけ早期の証拠保全の必要性、事情聴取の証拠化のための作業、捜査経過情報の秘密などについて、児童相談所にもっとよく理解してもらいたいということになる。

警察が加害者の犯罪行為を認知・立件し、その処罰を決着点とするのに対して、児童相談所では子どもの安全に関する状況把握とその安全の確保が優先される。その経過の中で親の不適切行為が認知されたとしてもなお、子どもの安全確保を優先的に考えると同時に、より長期の継続的な親子関係の調整を目的とした視点から、加害行為をした保護者も含む家族への支援による生活と人間関係の改善を目指す。従って警察が加害者としてその犯罪行為の事実を追及する対象者は児童相談所にとっては援助の対象者でもある。ここに1人の人間をめぐる警察と児童相談所の基本的な立場、対応の違いが生じる。

相談事例が刑事事件化した場合、警察は容疑者が起訴されて刑事裁判になった時点でその作業が決着するのに対して、児童相談所は事件が裁判によって審理されてゆく経過中も、裁判が終わって刑が確定した後も、さらに受刑者が出所してきた後も、ずっと子どもの安全と家族に課題がある限り、相談支援を継続する機関である。この長期の援助活動において1人の人物との関係において、連続し、一貫した介入を含む援助の姿勢を保持することが児童相談所には必要である。例えば当人が深くその行為を悔い、反省し、行為の改善を誓って指導の提案に同意する場面で、その処罰をどこまで求めるか、当人が加害行為を全面否認し、不作為の事故を主張するその場面でその事実をどこまで加害行為の可能性を含めて追及確認するか、児童相談所は常に問われている。

もちろん、警察としてもすべての児童虐待事案を刑事事件化することが常に優先され、それが適切であるとは考えていない。事案による対応の適切性を判断することが前提となっている。しかし、その判

断、刑事捜査着手の出発点は必ずしも福祉目的の対応の文脈とは一致しない。今回警察への調査においても、刑事課の刑事捜査活動の独立性、事案に対する判断対応の主導権の明確さは印象的であった。今後、児童相談所と警察の間で事例情報の共有化を進めるには、この刑事捜査着手と福祉対応の優先順位の妥当性ある調整のルール化が必要となるだろう。

② 組織全体の責任・権限の違いによること

警察は刑法、刑事訴訟法を根拠に警察官職務執行法、少年警察活動規則等に従った対応責任と権限を有している司法機関である。その一部は憲法が保障する個人の権利、プライバシーの制限にもつながる対応判断を含んでおり、この対応は日本全国津々浦々、どこにおいても原則的に同一不動のものでなければならない。故に警察の組織は各警察署、各部門においてその指揮命令・意思決定系統が明確であり、ひとつの決定通知事項の組織的周知徹底は必須要件となっている。

児童相談所は児童福祉法、児童虐待の防止に関する法律等を根拠に、地方公務員法等の行政法と、児童相談所運営指針や子ども虐待対応の手引き等に従った対応責任を有している行政サービス機関である。その権限の一部は、親権の部分的・一時的制限を伴う一時保護や、個人のプライバシーの部分的制限による立ち入り調査の権限に及ぶ行政処分行為を任務としているが、その判断は個々別々の事例ごとの行政判断であり、児童福祉法が個々の事案の対応においては最大限、当事者の理解と同意による協力を求めることを優先的に要請しているため、相対的・相互的な当事者と行政機関の関係性にも基づくこととなる。またそれらの行政権限は知事や市長から権限を委任されたそれぞれの児童相談所長に属する。従ってその対応・判断は警察のような全国津々浦々、同一不動のものが原則とはならず、基本原則は共通であるとしても、個々の判断はそれぞれの児童相談所の独自の専門性に委ねられている。国から見れば、行政権限は都道府県、政令市、中核市ごとに区分されており、共通基盤はあるとしても個々の判断はそれぞれの行政区分ごとの判断責任と権限に委ねられ

ている。

この組織の指揮命令系統、情報伝達・周知のシステムの違いは、機関連携における相互理解における重要事項となっている。今回の調査でも警察からの、印象を含む児童相談所像として、対応のバラつきや所による判断の違い、全体としての意思統一や情報伝達、情報確認の指揮命令系統のあいまいさが、警察からは一種の違和感として注目されていることがどこからも指摘されている。

③ 法的な権限とその社会的認知の違いによること

児童相談所の立場からみると、一般市民の警察の認知度と児童相談所の認知度には格段の差がある。当然のことであるが、善良な市民の安全を守る警察の役割は誰もが知るところであり、司法機関の判断は、権限があり、拘束力を有すると受け止められる。それ故、警察の活動には多くの人が従い、協力することが半ば当然視されている。

これに比べて児童相談所は、時には警察の権限も及ばない個人の家庭内への介入も含む強い権限を有し、子どもの安全を守る機関であるが、その世間一般の認知度は低く、理解もあいまいである。児童相談所の活動への協力は、一般市民の常識の観点からみると、漠然としたもので、時には疑いの眼差しで吟味してみる必要のある、任意性の高い選択の範囲である。児童相談所の持つ行政権限についても、しばしば不作為問題や行政不信、役人・役所批判を含む過誤責任や失態事件の連想から警戒的・否定的に扱われてきたイメージが強い。

特に児童相談所がその行政権限で子どもの職権保護を行った際の保護者、関係者の驚きと激しい反発や怒りの反応は、警察が身柄付通告を行ったことへの反応とは全く異なっており、そのあまりの違いに児童相談所の職員が驚く程である。

何よりも警察にしか出来ないし許されていないと思われている、一方的で強制的な個人の権利の制限と身柄の拘束が、児童相談所の手によって行われたと知った保護者は、あたかも不当介入に対する驚きと怒りをもってその事態を受け止める。

児童相談所からの判断の根拠説明と提示においては、その権限は全くの民事交渉の任意性、当事者の同意・不同意の範囲にあるかのような扱いを受けかねない。最近では徐々に児童虐待問題の周知と共に児童相談所の権限と活動が一般市民に知られるようになってきてはいるが、そこでもし保護者が、激しい反発をためらうとすれば、警察の介入を恐れる気持ちが働く場合であることが多い。

こうした事態を幾度も経験してきた児童相談所は、憲法が保障するような個人の権利、プライバシーを一時的にしる、制限する行為については何らかの司法の関与、警察が前面に出た対応が多くを市民を納得・安心させ、不要な摩擦を最小限度に収める効果的な対応ではないのか、との思いに至るのである。

④ 単純な知識不足、イメージ的な誤解によること

児童相談所が一般市民と同様に抱くイメージに警察の24時間体制がある。確かに児童相談所や施設型の入所対応を扱わない行政機関には24時間体制を原則とした人員配置体制が無い。それにもかかわらず児童相談所は24時間の児童虐待対応を求められている。こうした状況の中、警察の24時間体制が目され、期待されることになる。

実際の警察署の夜間・休日体制は、ギリギリの当直体制で対応が行われている。大規模署といわれるところでも、各種事案の指揮をとる刑事は5~6人であり、その大半が何らかの事件対応で出動しており、警察署に残って留守を預かるのは通常2人程度である。そこに児童相談所から警察署長への援助要請があれば、その2人が出動することになり、その間、管内の事案対応の判断については現場待機も含む調整体制に入らざるを得ない。こうしたギリギリの対応状況を児童相談所は具体的によく知らない。

もう一つのイメージがパトカーによる出動である。「緊急」という言葉は警察においては一刻を争うヒトの生命・身体の危機状況を想定させ、パトカーが赤信号も突破して現場へ急行する。児童相談所はしばしば、ある夜の時点で何台のパトカーが管内に展開しており、何に対応しているのかよく分かっていない。夜間、子どもが学校に荷物を持って逃げてき

た、たまたま残っていた教員が子どもから事情を聴き、通告による保護を要請してきた。学校としてはかねてより暴力的で反社会的な行動でよく知られている保護者が子どもの後を追ってきた場合の危険を感じて学校に閉じこもって児童相談所の迎えを待つ体制になったとする。こうした状況を「緊急事態」として児童相談所が認知してそのまま警察に電話で、取りあえず「緊急」の援助要請をした場合、警察は「緊急」事案で出動中のパトカーから1台を割いて、学校に急行させることになるかもしれない。夜間に児童相談所の職員が各自の自宅から出発して現地の学校に到着すると、緊急出動のパトカーが現場に到着するのでは、一体どのくらいの時間差が出来るだろうか。

こうしたことは個々の現場では既にかかなりの経験が蓄積しているものと思われる。ところがそうした経験が都道府県を超えた広域の共通知識、認識になっているかという点、個々の報告は抽象化され、一般化され、具体的な状況が見えにくい情報としてしか、流通していないように思われる。今後何らかの形でこうした事案が具体的に理解されやすい形で共有される方法を工夫することが望まれる。

3) 連携における課題点 2: 具体的な連携課題

具体的な連携課題は概ね以下の領域にその焦点がある。

① 24時間体制での子どもの安全確認作業

24時間体制、即ち児童相談所の業務時間外の、通告対応における子どもの安全確認と身柄確保作業が児童相談所の体制整備の中では最も対応困難な課題のひとつとなってきた。現時点で24時間体制としての職員の勤務体制をバックに虐待相談対応体制を敷いている児童相談所はおそらく1ヶ所も無い。欧米の児童保護局(例えばCPS: Child Protect Service)が、常時24時間体制で通告に基づく子どもの保護拘束を実施し、48時間以内の裁判所への調査報告と保護の申立てを担っているのとは全く異なる。

こうした状況ではどうしても24時間体制と緊急出動の権限を持つ警察に対応期待が寄せられるのは必然である。しかし、警察の側からみれば、個人の

家屋への立ち入りをはじめ、子どもの福祉的観点からの保護の判断、身柄の一時保護はすべて児童相談所独自の権限と判断による事柄であり、ひとり警察だけが出動しても適切に対応できる課題では無い。

欧米の福祉と警察が共に 24 時間体制で共同チームを構成し(CPS がそれに当たるところもある)、クロス・レポート(虐待通告を福祉、警察の双方に同時通告する)、ジョイント・レスポンス(福祉と警察が共同で虐待通告対応すること)と呼ばれる共同対応を実施している状況がしばしば紹介され、その必要性が指摘されるのはこうした対応課題の認識においてであるが、そのための課題の社会的認知、妥当性・必要性の議論や合意形成、そのために必要な法制度、組織・体制の具体的な整備まで、検討しなければならない課題は多数にわたる。

② 子どもの身柄の確実な確保と保護者の反発・抵抗、違法行為への対応

子どもの安全確認と身柄確保に関連して、児童相談所職員が保護者や関係者から多くの暴力的抵抗や反発を受けていることはこれまでの調査研究¹³⁾でも報告されてきているが、そうした保護者からの暴言、威圧、暴力への恒常的な対応は職員の心身の健康問題にも、組織的な疲弊の問題にもなっている。

特徴的な課題は緊急対応における手法・技術、体制の不足と、反社会的な違法行為にまで及ぶ相談者との援助活動における対立問題の対処の専門性の確立である。根本的には公務執行妨害や威力業務妨害などの対決的な告訴対応を片方で想定しながら、その同一人物との相談援助関係の構築を目的とすることの矛盾が児童相談所にはある。いきおい司法的なハードアプローチに属することは、そうした抵抗を抑制・排除することに専門性が高い警察に前に出してもらっての対応を期待する声が出てくることになる。

これらの課題は今後活性化が予想されるバックラッシュ問題への対応と重なり合う部分もあり、児童相談所としての重要課題である。

③ 犯罪対応としての刑事司法的な発想と福祉的対応としての介入・支援の考え方

身体的虐待と刑事司法対応

最も基本的には身体的虐待でどの程度の暴力を刑事司法の対応とすべきか、今回の調査においても児童相談所における基準は明確ではない。

加害事実の悪質性、子どもの被害状態、今後の危険等々の総合的な判断として通報がなされている現実はあるが、そのタイミングや内容のガイドライン的な検討は難しいと考えられているようである。保護者に対しては警察への通報が相談所の判断であり得るとの告知は事案に応じてなされているようであるが、その取扱い方にも統一的な基準は見当たらない。

欧米のジョイント・リアクションのような共同対応の体制があれば、こうした課題は初期対応の段階で警察と福祉の協議において検討されることになるだろう。これまでの調査からうかがえる事態を想定すると、おそらくその場面では、初期対応における主導権争いのような摩擦がしばしば起こるテーマになっていくように思われる。またそうした経過を踏まえないと、本当の意味での相互理解と共有ルールは生まれないかもしれない。

性的虐待の被害立証と親告罪

おそらく虐待の刑事事件化で最も課題の多い領域が性的虐待である。児童相談所の虐待対応においてもまだまだ課題の多い領域であり、その対応の整備は急務である。欧米で成立した子どもの性暴力被害の調査確認面接、forensic interview(ing) について、日本では「司法面接」としばしば呼ばれてきたが、親権に抗した児童の保護目的に行われる児童福祉上の被害調査と加害行為の立件を目指す司法捜査上の被害調査とは性質が異なる。欧米では福祉と刑事の対応の一体化が進んでいる結果、福祉と刑事共同での法的立証性のある被害調査面接が、forensic interview(ing) として成立してきているが、日本ではこの点、法、体制、組織の違いが大きく、当面は別々に検討しなければならない課題である。また性暴力被害については強姦被害対策と同様、医療面からの診断と支援が必要であるが、この点でも日本の体制はまだまだ今後の検討構築を待たねばならない状況

にある。

刑事司法の領域では性暴力犯罪全体の課題にも連なることであるが、まず親告罪における加害行為の立証、子どもの被害者についての捜査手法の課題、および捜査段階から裁判過程にわたる被害の立証についての被害者の負担の大きさが課題である。併せて欧米では犯罪の構成要件の変更や罪の厳罰化、加重化の動向があるのに比べると日本の体制整備はこれからのように見える。¹⁴⁾

刑事処罰と福祉支援

刑事処罰と福祉支援の総合的な並立は、児童虐待に留まらず、おそらく今後のさまざまな権利侵害事案とその介入援助の基本的なテーマとなる。とりわけ、刑事処罰では加害の当事者である保護者と被害の当事者である子ども、そして侵害が生じた場所である家庭と関係者である家族に対して、一方で冷厳な刑事捜査と処罰の実施を策定しながら、他方でその修復可能性を評価し、試みる福祉支援がどうすれば齟齬なく組み合わせられるのか、という課題は、現在の児童福祉支援が、個人の権利の大幅な制限を伴う介入を着手点としながら、全体的としては福祉としての修復支援を実現させるために苦しんでいる、その過程上に必ず登場してくる課題であるとみられる。

しかし現時点では、例えば刑事捜査の緻密な立件のための積み重ねとその上での容疑者の逮捕拘束はしばしば児童福祉における加害可能性のある人物からの子どもの安全保護とは、全くタイミングが合わないなど、様々な場面で一致点よりもズレを認識することの重要性が大きい。

④ 物理的な障害、人為的な抵抗の排除を伴う強制執行の実施能力

児童虐待の防止に関する法律の平成19年改正は、児童相談所の権限の一層の強化にひとつの特徴があり、臨検・捜索といった強制捜査に近い手法を児童相談所自らが担当することを位置付けた。虐待死事案で強制解錠が出来なかったために立ち入り調査ができず、子どもが家の中で衰弱死させられるという

事件の発生を受けて、立ち入り調査において家人がカギをかけて閉じこもりたりした場合、立ち入り調査拒否罪での告発と、裁判所の承認を受けた児童相談所が強制解錠して立ち入り調査を執行出来ることになった。

しかし実際に、児童相談所の職員だけで個人の家屋への強制立ち入りと子どもの安全確認や安全な身柄確保が成功するかどうかには、疑問がある。様々な条件の個人の家屋に、家人の物理的抵抗や不穏反応も排除して、強制的に立ち入り、子どもの安全確認と身柄の確保を実施するといった行動技術は、刑事捜査活動におけるたゆまぬ努力と訓練の上で初めて安全確実に実施できる活動である。例えば精神的不穏、あるいは行動上も自傷・他害傾向のある人物が、立入の執行途上で興奮し、反動的に子どもを人質のようにして立て込もってしまうような事態が発生する危険性が高い。こうした事態を事前に予想・評価し、確実に安全確認と抵抗の排除を執行するには、相当に訓練された職員の配置が必要となる。極端にみれば、刃物等の使用の恐れ、物理的抵抗や子どもへの加害の危険がある保護者の場合、警察の対応となれば何よりも物理的な抵抗の排除と子どもの身柄の確保が最優先となった突入等も視野に入っていると思われるのだが、そうした手法・技術を持たず、何の訓練も受けていない児童相談所の職員が想定外の事態に直面するかもしれないような強制的な調査を実施するというのは、かなりの無理と危険が伴うのではないかとみられる。

現実に様々な保護者対応の危険性を身をもって感じ経験してきた児童相談所の現場の感覚からみれば、子どもの保護や安全確認の判断は確かに児童相談所の責任範囲に属すると理解しているが、強制執行そのものについては、訓練された警察官であって初めて安全・確実に行えることであると感じているのである。

⑤ 司法における刑事捜査と児童福祉における社会調査の違い

刑事捜査が犯罪事実、加害事実の追及と立証を目的とするのに対して、児童福祉における社会調査は

あくまで福祉目的での対象者の利益・援助のために行われることで正当化される。このことが際立って注目されるのは、安全確認に向いた際や立ち入り調査に向いた際の周辺住民からの聴き取り調査の実施における違いである。

しばしば警察は当該家人が不在の際、近隣住民に聞き込み調査を行って、周辺情報を収集することをためらわない。これに対して児童相談所はいかに当該対象者が介入の必要可能性のある対象者であったとしても、その個人の権利と将来の相談関係の構築を考えると、虐待通告の事実や虐待の可能性を疑われている状況を近隣住民に知らせ、時に風評被害の危険性を侵すことは、プライバシーの侵害、相談情報の守秘義務にも抵触する危険性として常に慎重でなければならないと考えている。従って児童相談所はその法的枠組みにおいて守秘義務と調査権が確立している要保護対策地域協議会のメンバー間での情報共有のための情報収集はするが、そこに属していない近隣住民に直接接触して調査することをためらうのである。

⑥ 情報管理・情報の共有化に関すること

児童相談所が警察の捜査対応に期待することのひとつの理由が、事実の解明である。子どもの話、保護者の説明、周辺情報の聴取によっても、果たして何が本当に起こったのか解明できず、もしも実際に虐待行為があったのであれば、法第28条の申立てによってでも子どもの分離が必要なのだが、それを裁判所に申立てるにしても具体的な事実の解明がなければ、申立て理由の疎明資料すら作れないような事態に陥った場合、警察の捜査権限と手法による事実の解明に期待する場合がある。

しかし、これは実際にはなかなか難しい問題を含む。まず、児童相談所が保護者を対象にした刑事捜査を依頼するには、刑事告発の判断・立場が問われるが、本当には誰が何をしたのかが分からないから依頼しようとするのであって、当該人物の処罰を望んでいるわけではないことに矛盾がある。

第2に警察の捜査情報は非開示であって、たとえ捜査が行われて情報収集があったとしても、その時

点で捜査情報によって児童相談所が事実の解明に至ることは無い。刑事告発があれば、書類送検の有無とその理由の説明は受けられるが、そのことによって虐待事実の解明が進められるかどうかは疑問であり、捜査上の情報を児童相談所が正当に入手できるのは法廷で検事側調書の説明があってからとなる。

⑦ 類似しながら異なる体制下にある DV 対応における課題

現在の日本の児童福祉関係の法制度の中で最も英米法的な色彩が強いのは DV 問題への対応であろう。DV 問題では司法機関が直接、保護命令や接近禁止命令を発出し、直接的に対象者への介入を行う。福祉機関は部分的には、司法機関の決定を受けて対応するシステムになっている。

DV にさらされた子どもの福祉と要援助性に基づく警察からの通告については、その実効性と具体的手法に関してようやく検討の段階に入ったところである。DV 問題の難しさは被害申告をする当事者の意思決定と行動に子どもがどこまで同行可能か、子ども自身の安全のニーズと保護者のニーズが不一致になったとき、誰がどこで介入できるのかといったことである。またしばしば、深刻な虐待事案に被害の訴えが無いままの DV 問題が随伴していることもある。

今後こうした DV 問題対応と虐待対応の連携課題を整理することもまた重要な課題となるだろう。

4) 児童相談所と警察の連携において提案されている将来的な課題

当面の連携課題の認識、工夫とは別に、以下のような将来的な課題の提案が繰り返してみられてきており、それは当面の課題と区別して認知し、検討すべきであると考えられる。

① 役割に関する議論：

強制的な介入と福祉的支援の役割分担論

繰り返し児童相談所の側から提出されてきたのは、子どもの安全確認、安全の確保における介入的な対応において、警察と児童相談所がその実施機関として、少なくとも横並びになること、および強制執行

に属するようなより強い法的介入においては警察が主たる実施者となることを要請する声である。

この役割分担論を提起する理由として、

- a 個人の権利を強く規制し、暴力的な事態が随伴する危険性の高い介入に関しては、児童相談所にその専門性が確保されていないこと、
 - b 緊急性のある事態において、24時間フルタイムの対応体制や緊急出動態勢の体制整備が児童相談所には確保されていないこと、
 - c 長期の保護者支援、親子関係の修復のための支援目的の達成に対して、これまでの経験によれば、保護者・家庭への強権による介入が相互の関係性の構築に深刻な障害を生じてきたこと、
- などが挙げられている。

これらの課題はすぐに結論の出せる課題ではないものの、児童福祉と警察の連携においては最も基本的な体制、制度、考え方に属する課題であり、慎重に議論を重ねるべきである。

② 欧米におけるMDT(Mulch Dictionary Team:多職種専門家チーム)を参照したジョイント・レスポンス・システムの可能性

①で提起されている課題は、意識されているか否かを問わず、②の課題検討に決着する方向性を内包している。MDTの発想は主にアメリカ合衆国の体制をモデルとしたものであり、英国のポリスプロテクションをモデルとした別のシステムの考え方もある。いずれにしても、警察と児童福祉の共同活動がどのように展開できるかという議論は常時継続されてきた議論であり、今後はよりの絞った検討が必要となるのではないかと。

③ 人事交流と機関連携の進め方について

組織としての相互理解のために、発想や手法を互いが知り合って意思疎通を図るのであれば、人事交流はそれなりの効果が期待できる。

ただし、実務的な手法や手続き、実際の対応の検討の為には所属をそのままにした相互乗り入れによる共同作業が試みられる段階がいずれ必要となるのではないかと考えられる。

これらは当面の課題とは区別して、将来の課題と

して児童相談所と警察が共に検討できるテーブルを持つべき課題である。

2. 児童相談所と家庭裁判所の連携について

1) 連携状況の評価と要望や意見の共有化について：行政機関連携とは異なる関係について

平成16年度の才村らの検討でも指摘されているように¹⁵⁾、家庭裁判所は公正中立の法的機関であり、他の行政機関と児童相談所の協力関係とは異なる関係を持つ機関である。

法的には児童相談所の申立てと保護者・親権者の弁明や異議申し立て、子ども自身の意見表明を聴きながら、公正で妥当な事実評価を基に提起される課題と方策を吟味し法的な立場から適切な結論を示すための司法機関である。

法的判断をつかさどる機関の性質上、こうした研究的なアンケート調査に任意に回答する立場にはないため、今回の調査でも家庭裁判所には調査を行っていない。

実務上は児童相談所と家庭裁判所は所轄単位では連絡会議等の接点を持っており、その場で様々な実態も含めた意見交換や、協議が行われている。ただし、その方針や、判断基準、手続きはすべて法や規則に規定されているところから従って作業が進められるのであり、担当機関としての意見交換や協議だけで大きく方針が変更されたりはしない。

今回の調査においては児童相談所側からの情報収集によって検討を行っているが、特に指導勧告に関して論点整理を行うこととした。

2) 司法のバックアップという発想と役割分担の議論

児童相談所の役割が介入と支援の双方を含む中、介入に対する保護者からの激しい反発や抵抗が発端となって、児童相談所と保護者との対立が膠着状態に陥り、介入後の親子関係の修復作業や指導といった支援の作業が進まない実態が報告・指摘されてきたのに対して、司法からのバックアップという発想の下で家庭裁判所は都道府県に対して保護者に対する指導を行うよう勧告することができる(法第28条6)とされている。さらにそれでも保護者が指導を拒

絶するような事案に対しては、親権喪失宣告の申立てができるとされている。これらは保護者への児童相談所からの指導の実効性を向上させ、子どもに対する適切なケアが講じられることが期待されての対策であった。しかし、実態的にはその効果はいまひとつ明らかでなく、効果は疑問視されている。

そもそも児童相談所が保護者に指導することを裁判所が都道府県に勧告したとしても、保護者にとってそれは側面的・間接的な指摘であって、保護者が対峙している児童相談所の態度が保護者にとって望ましいものにかわることで、保護者の児童相談所への感情・認識を変えることに結び付くことにはならない。また勧告は都道府県に対してなされるのであって、保護者自身の主体性や責任性において態度・行動を変えろとか、指導に従うことが、直接保護者に要請されていない。さらに児童相談所は保護者との関係改善を目指して援助に取り組んでいるのであって、その状態で、さらに親権喪失の宣告といった、より対立的・介入的な対処へと対応を展開させることは、指導・援助の本意に反することになり、保護者との関係改善に逆行する。従って指導・援助の提案をめぐって保護者からの強い反発を受けながらも説得をつづけている児童相談所が、保護者の最も嫌うところの権限行使の警告・威圧的な対応を積極的にとりにくい状況がある。

児童相談所としては、家庭裁判所が保護者と児童相談所の間に入って、直接に保護者に勧告したり、調整のための評価をしたりするのであれば、保護者に対する司法の影響力が実効性のあるものになると考えてきた。しかし、そのための基本的な法的・制度的枠組みについて、十分な認識や検討が重ねられてきたとは言えない。

3) 司法機関の役割と児童福祉支援の関係：児童福祉法第 28 条における家庭裁判所から都道府県への指導勧告について

① 指導勧告をめぐる司法の関与について

本研究では、先行する調査に続けて児童福祉法改正による家庭裁判所から都道府県への、保護者に対する指導勧告の現状とその効果を検討することをひとつの目的としている。

家庭裁判所の指導勧告については、これまで児童相談所から、繰り返し裁判所から保護者への直接関与を強く望む意見が表明されてきた。しかしそのあり方をめぐる基本的な課題についての論点整理についての詳しい検討報告はあまり見当たらない。この点についての課題を整理することで、今後の議論へのひとつの契機を提供したい。

② 児童相談所はなぜ、裁判所から保護者への直接的勧告を望むのか

児童福祉法第 28 条 6 項に規定される家庭裁判所から都道府県への「保護者に対する指導勧告」は、そもそも法第 28 条の申立てに至る過程での保護者と児童相談所の対立、保護者の児童相談所、あるいは担当する職員らへの反発・敵意が強いために、児童相談所による保護者への指導が困難となっている状況を打開しようとして考え出された手続きである。

しばしば保護者の激しい敵意や反発は、初期の児童相談所の介入によって引き起こされ、その結果として法第 28 条の申立てが行われることになるのだが、法第 28 条の申立てが承認され、子どもの施設入所措置と事後の親子関係調整のための指導開始の段階になっても、保護者の怒りは治まらず、その結果、保護者に不適切養育への認識や責任の自覚を促し、養育態度や養育内容の変容を働きかけ、親子関係を修復しようとする児童相談所の試みが全く進まないという事態を生じさせてきた。法第 28 条承認後の保護者指導において、児童福祉司指導という行政処分をとって指導責任を明確化することも、ますます保護者の拒否反応を強化する逆効果も認められている。

家庭裁判所の指導勧告はこうした事態に対する司法からのバックアップシステムの構築としての考想¹⁰⁾によっている。ただしその実際的な効果は現在までのところ、かなり限定されていると言わざるを得ず、保護者が依然として児童相談所への攻撃・反発・無視の態度を変えない事例がかなり多い実情がある。

その理由を理解する上で重要なことは保護者感情の理解である。

まず、児童相談所の強い権限介入に対する保護者の反発・不信感情がある。そもそも児童相談所の権

限行使による子どもの分離保護を怒っている保護者にとってみれば、その児童相談所が、裁判所のお墨付きを得て保護者指導に臨むなどもってのほか、保護者感情を逆なでし、より激しい反発を招きかねない。

もうひとつの理由は、児童相談所の強権が、第三者的な調停・裁定者が介入しないままの二者関係での一方的な権限付与と保護者には受け止められていることである。調停・裁定者のいない二者関係における対立、一方的な権限発動は、感情的な反発、怒りと勝ち負けの論理による屈服か抵抗の選択肢しか残さない状況をもたらしているということである。

第3の理由は、裁判所の勧告は都道府県に対してなされるもので、保護者は自分自身がしなければならぬこととして何も裁判所から指示も指導も受けていないということである。

その結果、児童相談所は親権喪失宣告の申立てをするかどうかに追い込まれる。しかし、保護者になんとか指導に応じるように説得を試みている経過の中で、保護者が応じる姿勢を見せないからといって、親権喪失宣告に児童相談所が踏み込むということは、保護者支援を完全に断念し、保護者との関係修復そのものを否定することを意味するのであって、その後の子どもの権利保障や、それまで親子の関係修復のために奮闘してきた姿勢からして、その選択は容易には考えられない。(欧米のように親権に関する決定は裁判所が下すのであって福祉援助はその限界まで続けられて報告されるというのとは違う構造である。)

こうした親子断絶的な介入は、欧米の児童福祉の論理構造と裁判所の裁定によるパーマネンシー・ケアのシステムで成り立ってきたことであるが、日本の文化、制度・体制下での児童虐待対応においては、児童福祉機関が目指そうと苦闘している、力の論理や勝ち負けの優位争いからの脱却、対等で自発的・能動的な、指導・援助関係の構築といった設定そのものを否定することと、援助者にも保護者にも映るのである。

こうした状況を踏まえて児童相談所から提起される要望は、いずれも家庭裁判所が直接に保護者に勧

告するか、保護者の対応改善を直接評価する手続きの挿入である。

よく考えてみれば、もしも保護者が裁判所の裁定によって、自らの態度・認識を変える機会があるとすれば、家庭裁判所による法第28条の申立て承認こそがその焦点となるはずである。その時点で指導を受ける義務を指摘するとすれば、裁判所が審判理由とそれ故の保護者指導の必要性を直接保護者に示すことこそが、保護者を納得させる効果的な手続きであると考えられる。

児童相談所は保護者に対する争議の勝者として指導を強要するのではなく、勧告された指導を実施する受け皿として一步下がることで、保護者の感情的反発の火に油を注いでしまう危険を幾分か回避する機会を得るのではないか。親権者は児相によってねじ伏せられるのではなく、裁判所の判断によって子どもの分離が必要であり、親として指導を受けるべきであると直接に指摘される状況・立場に立つことで初めて自らの社会的な要請下にある立場、子どもを持つ親としての責任性を要請されることになるのではないかと考えられる。

③ 児童福祉法上の決定に関する児童福祉行政と司法の関与

しかし、この想定をより現実的に検討するには、さらに大きな課題がある。そもそも日本の児童福祉法では子どもの安全の確保から親子分離、一時保護による事実上の親権の一部制限、子どもの施設入所措置とその後の指導、施設からの子どもの措置解除といった児童虐待対応における親権に関する様々な権限行使について、その殆どを児童相談所が単独で親権者との関係において扱う。法第28条の承認による施設入所措置も、その措置解除も児童相談所の権限でなされるのであれば、その間に展開される保護者指導も基本的に児童相談所の権限に属すると解されるのは自然である。もしも、その途上に司法の直接関与を要請するならば、一時保護から施設入所措置、施設措置解除までの親権に関わる一連の手続き全般における、福祉行政と司法の関与を整理し直さなければならない。

④ 家族と子どもへの国・行政の関与：児童福祉法の英米法的性質

日本の民法とそれにまつわる諸規定は明治維新以降、ローマ法と呼ばれてきた法制度、即ち子どもは家族、保護者の監督下に委ねられ、国及び行政・司法は、子どもの家庭内養育に関しては保護者・家族を介さずに直接的には関与しないことを原則にした法制度を採用してきた（親子、家族間の調停は信仰に基づく宗教・教会の役割）（高橋 2008）¹¹⁾。しかるに児童福祉法においては、国および地方公共団体は、保護者と共に子どもの福祉に直接の責任を負うと規定（児童福祉法第2条）されており、これは、国及び行政が保護者と並んで直接子どもに関与する英米法の発想、即ちローマ法とは異なる法制度にその原則/理念を見出す規定なのである。

英米法においては、国（行政）は保護者と並んで直接に子どもの福祉に関与する。両者の考え・意向に不一致が生じた場合には、裁判所が調停するか、あるいは法の番人として裁定を下す。子どもの分離保護、親権の制限、子どもの生活場所の決定、子どもの援助方針の決定、施設入所や里親委託による公的な援助プログラムの開始と終了、家族への復帰における親権に関する重大な決定は、原則的に裁判所によって行われる。

児童福祉ソーシャルワークはそれら裁判所の決定に先立つ緊急の対応以外は、裁判所への申し立てのための事前調整と調査、意見の申立て及び裁判所の決定に基づく指導・援助を担う。保護者への援助においても、あらかじめの枠組みとして期日指定された裁判所の決定までの対応とその報告、裁判所決定への意見申立てに始まり、裁判所の決定に基づく援助とその結果の裁判所への報告という流れにある。

この流れにおいて、保護者への決定 — 治療命令や指導を受ける義務の呈示 — が、裁判所から保護者に対して直接示される。裁判所の指示を拒むことは親権の放棄に等しい結果となる。行政の判断・行為、権限に対して司法の判断・行為、権限は優位にあり、司法は保護者を含む国民全体の調停・裁定者として行政の判断や行為の妥当性をチェックし、時

に対立する行政と保護者の主張を調停し、裁定を下す立場をとる。これはわが国の歴史的経過、法制度とは、かなり異なる制度である。

しかし、これまでみてきたことだろうかかわれるように、日本の児童福祉法の定める国（行政）の関与は、実はこうした異なる体制下において発展してきた手法と重なる発想と要請を宿しているのである。そこに根本的な課題がある。

⑤ 今後の議論の焦点は親権への介入・制限における司法関与にある

おそらく、家庭裁判所による保護者指導に関する都道府県への勧告を、直接、裁判所から保護者に対する勧告とすべきかどうかについて議論するためには、これら裁判所・司法と福祉行政の役割分担全体の図式を見直すこと、介入的な関与から指導・援助を受けるに至る保護者側からの視点、その効果的な援助の設定について臨床的な観点と法的な観点の両方から、研究・議論する必要があるだろう。

根本的な要点は親権への何らかの介入・制限についての司法関与のあり方にあるといえる。一時保護における司法の事後承認問題はその発端となる議論でもある。¹²⁾ これらの議論はいわゆるバックラッシュとアメリカ合衆国で呼ばれてきた、子ども虐待対応における国・行政の強権介入に対する保護者・関係者等々からの組織的な反発の問題と繋がる課題である。日本はまだそうしたバックラッシュ問題を本格的には経験していない。アメリカ合衆国では既にそのバックラッシュの洗礼は 1970 年代に始まり、2000 年代初期に一段落したと言われている¹⁷⁾が、いずれ日本においても深刻な動向となり、議論となる可能性が高い。その観点からも、親権をめぐる課題整理は必要であり、親権の制限と介入的支援に関する司法の関与については、より根本的な議論が必要と考えられる。

V. 結論と調査結果からのささやかな提案

児童福祉と刑事司法、および家庭裁判所の連携課題についての検討課題は突き詰めると2つの方向性がある。ひとつは現行法制度下での機関相互の理解

とやり取りの工夫に関することであり、もうひとつは相互の役割分担に関する提案・課題提起的な議論に関することである。

今回の調査研究によってその幾分かは検討することができたと考えるが、親権をめぐる様々な課題についてはなお、多くの課題が残されている。またその2つの方向についてもある程度の概要は描いたつもりであるが、詳細においては様々な焦点となる課題が残されている。最後に現行制度下におけるいくつかの工夫点についての提案を示しておきたい。

1) 児童相談所と警察の連携について

警察と児童相談所の円滑な意思疎通、連携活動は時に子どもの安全確認と身柄の確保、保護者への適切な援助において、絶対の一点となることがある。それだけにその連携には、緊張感と摩擦が避けられないのだが、まさにそうであるからこそ、適切な緊張感と共に互いの理解と信頼の努力がなければやって行けないのである。

児童虐待相談における日々の対応・判断の厳しさと恒常的な緊張感の高さは、当事者にとってはその職務を離れてみないと分らないほど常態化している。その対応の中で、幾つもの子どもの命と健康の危機、家族の破綻の危機が、何とか回避され、破滅的な状況を脱していると信じたい。しかし人の営みの限界は常に回避不能な確率の中にあり、子どもの命が失われると、それが何万分の1の事態であったとしても、その事態を未然にくい止め得なかったとして関係者は責めと悔いを負うことになる。その検証において繰り返し提起される課題のひとつに体制・人員の強化があり、また機関連携の課題がある。日本の児童虐待の機関体制は、その先行モデルとなってきた諸外国の体制に比べて、人員、機関体制において極めて不足していることは明らかである。

連携工夫上の手順についての雛型の提案

こうした状況にあるからこそ、児童相談所と警察は互いの連携の接点について工夫することが大切であると考える。本研究では一般的に児童相談所が警察との連携で情報提供する際の警察にとっての人定

情報と児童相談所にとっての個人情報提供の共有枠組み、および警察署長への援助要請に際しての事務的な手順、特に時間外の援助要請についての手順確認に関するチェックシートの雛型を提示して、今後の連携場面での活用の素材提供としたい。(資料1.2.参照)*

*この資料で提案されている雛型は、あくまでも児童相談所の管理下で使用されるものであり、児童相談所として扱う情報管理については慎重に検討・協議の上で扱うこと

2) 児童相談所と家庭裁判所の連携について

法第28条の申立ては本来、争訴性のない申立てによる承認手続きに分類されている。そのことだけを見れば、裁判所は出来るだけ速やかに事実を確認し、申立ての承認処理を行うべきである。しかし事案の実態をみると、保護者と児童相談所の対立が相当程度あり、保護者の感情的な不信感や怒り、介入への反発があるが故に申立てに至る事案が中心であることから、家庭裁判所は保護者の異議申立て、弁明の機会を十分に設けることが重視されている。結果的には虐待の事実性、立証性を争う事態も起こっている。こうした事態において家庭裁判所が審判の過程を通じてどの程度、事実審理を重視するのか、どの程度調整的な役割を果たすのか、またそうした役割がどのように位置づけられるのかは今後の整理を要する課題である。

ここでは現状における工夫点に焦点をおいて、まず、申し立てにおける首席調査官等の窓口機能の設定確認と事前協議の重要性を指摘しておきたい。

従前から法第28条、33条の申し立て事案については、事前協議を原則的に設定している家庭裁判所とそうでない裁判所が並列している状況がある。今回の調査項目では確認していないが、自由筆記の回答からその点はうかがえた。疎明資料の扱いから指導勧告の必要性まで、基本的な調整事項はこの事前協議から開始されるべきであろう。

第2にそうした裁判所との協議・調整に際しては児童相談所側に弁護士が参加することの重要性がある。過去の調査では財政上の問題があるとの報告もあったが、裁判所における法的手続きを実施するの

に、専従の法律家をメンバーに持つか持たないかはかなり決定的なことであるとの認識が行政当局に必要である。個人の権・権利の制限に深く係わる介入的な権限行使において、その適切な対応を遵守する上でも法律家の参加は欠かせない。

第3には、指導勧告の内容に都道府県主体の内容と保護者主体の内容の両方の明示を求め、要請していく作業が重要と考えられる。現在の法制度の中では、家庭裁判所からの保護者への直接の勧告、指摘は成立しえない。それだけに内容のうちに保護者が何について、どういう認識、選択、行動をとることが焦点になるかを可能な限り、明示することを目指すことが工夫点となるのではないか。ただし、もしその勧告に反し、その遵守が否定されるときには親権者としての資格そのものを問題にせざるを得ないことも児童相談所はあらかじめ確認しておくことが必要となるだろう。これは都道府県知事・政令市市長の在宅指導における勧告ではより際立っている。

これらの勧告はその本来の目的とする行為をより強く促すことを直接の目的にしているだけでなく、むしろ勧告に従わない当事者に対して、例えば当事者側からの積極的な違反行為が無くとも、現下の状況だけでより強い介入が実施される正当性が確保されるという警告的な意味がある。本来、警告というものは発せられた限り、発した側も発せられた側も強い切迫条件に置かれるのであり、もしも発せられた側が動かなければ、発した側は警告を実行しなければ警告した意味も責任も自己否定することになり、目的は達せられなくなる。児童福祉の支援発想と法規制のバックアップの発想の違いがここにあると言える。児童虐待対応において児童福祉は支援という文脈に立ちながら、自らの行為責任において、決して後ろに下がることは許されないという特殊な状況に実は置かれつつあることをよく認識しなければならない。それは連携し、関係を持つすべての機関、機関連携においても同じである。

引用・参考文献

- 1) 平成16年度 児童関連サービス調査研究等事業報告書「児童相談所における法的対応のあり方及びマニュアル作成に係る調査研究事業(主任研究者 才村 純)」2005 こども未来財団 p.55-56, 58, 64, 69, 119-120, 145, 157-158
- 2) 警察庁生活安全局少年課「児童虐待への対応マニュアル」2002
- 3) 上掲書 p.15
- 4) 平成17年度児童関連サービス調査研究等事業報告書「児童相談所における児童の安全確認・安全確保の実態把握及び児童福祉法ダウ28条に係る新たな制度運用の実態把握に関する調査研究(主任研究者 才村 純)」2006 こども未来財団 p.9, 12, 32, 38-41, 44-45, 57-61
- 5) 平成18年度児童関連サービス調査研究等事業報告書「児童虐待防止制度改正後の運営実態の把握・課題整理及び制度のあり方に関する調査研究(主任研究者 才村 純)」2007 こども未来財団 p.8-10, 11-12, 16-17, 30-31, 37-38, 53-54, 60-62,
- 6) 警察庁生活安全局長・刑事局長 平成18年9月26日 警察庁丙少発第38号 丙生企発第83号 丙捜一発第29号「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応について」
- 7) 平成19年度児童関連サービス調査研究等事業報告書「改正児童虐待防止法の円滑運用に関する基礎研究(主任研修者 才村 純)」2008 こども未来財団 p.71-103
- 8) 日本子ども虐待防止学会 虐待に関する制度検討委員会「児童虐待援助における児童相談所と警察の連携に関するアンケート調査報告及び提言」日本子ども虐待防止学会
- 9) 日本子ども虐待防止学会 虐待に関する制度検討委員会「次期児童虐待防止法改正に向けた児童相談所の課題解決のための調査報告書」2009 日本子ども虐待防止学会
- 10) 前掲書 5) p.5-6, 39
- 11) 高橋重宏編「子ども虐待 新版」2008 有斐閣 p.243-246
- 12) 千葉華月「スウェーデン — 医療における同意と未成年者の保護」『小山 剛 玉井真理子 編「子どもの医療と法」2008 尚学社』p.32
- 13) 前掲書 4) p.20-22, 43-45 及び 5) p.16-19, 39-42
- 14) 法務総合研究所 研究部報告 38「諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究 — フランス, ドイツ, 英国, 米国 —」2008 法務総合研究所
- 15) 前掲書 1) p.120-122
- 16) 前掲書 5) P.6, 36, 52
- 17) Finkelho, D. 著 佐藤まゆみ訳「序」『ジョン・E.B.マヤーズ 他著 小木曾 宏監訳『マルトリートメント—子ども虐待対応ガイド』(The APSAC Handbook on Child Maltreatment) 2008 明石書店 p.5-1

【調査結果等集計表】

表2. 警察からの児童通告件数(Q1.)

	度数		平均値	最頻値	分散	最小値	最大値	合計
	有効	欠損値						
平成19年度 警察から通告の児童通告件数	141	0	72.99	7(a)	4,466.450	2	384	10,292

表3-1. 文書通告件数(Q2.)

	度数		平均値	最頻値	分散	最小値	最大値	合計
	有効	欠損値						
文書通告	140	1	59.34	19	3,049.879	2	313	8,307

表3-1. 身柄付児童通告件数(Q2.)

	度数		平均値	最頻値	分散	最小値	最大値	合計
	有効	欠損値						
身柄付児童通告	140	1	13.76	0	323.966	0	98	1,927

表4-1. 相談種別内訳件数(文書)(Q3.)

	度数		平均値	最頻値	分散	最小値	最大値	合計 (8,227)
	有効	欠損値						
養護(虐待以外)	139	2	3.74	0	26.730	0	26	520
虐待	139	2	15.51	0	317.339	0	116	2,156
触法	139	2	32.89	10	1,491.039	0	222	4,572
ぐ犯	139	2	5.78	0	104.663	0	81	804
その他	139	2	1.26	0	68.237	0	97	175

表4-2 相談種別内訳件数(身柄付)(Q3.)

	度数		平均値	最頻値	分散	最小値	最大値	合計 (1,953)
	有効	欠損値						
養護(虐待以外)	140	1	3.83	0	26.719	0	21	536
虐待	140	1	4.80	0	51.888	0	59	672
触法	140	1	1.64	0	8.377	0	19	229
ぐ犯	140	1	3.14	0	40.785	0	46	440
その他	140	1	0.54	0	6.264	0	27	76

表5-1. 虐待種別内訳(文書)(Q4.)

	度数		平均値	最頻値	分散	最小値	最大値	合計 (2,153)
	有効	欠損値						
身体的	140	1	6.54	0	71.459	0	61	916
ネグレクト	139	2	4.01	0	35.159	0	40	558
心理的	139	2	4.60	0	48.183	0	36	640
性的	139	2	0.28	0	0.464	0	4	39

表5-2. 虐待種別内訳(身柄付)(Q4.)

	度数		平均値	最頻値	分散	最小値	最大値	合計 (674)
	有効	欠損値						
身柄・身体的	140	1	2.59	0	19.712	0	36	362
身柄・ネグレクト	139	2	1.29	0	4.975	0	17	179
身柄・心理的	140	1	0.75	0	1.714	0	6	105
身柄・性的	138	3	0.20	0	0.251	0	3	28

表6. 通告の相談種別ごとの内訳(表4-1.4-2 から再掲)

相談種別	養護(虐待以外)	虐待	触法	ぐ犯	その他	合計	(有効回答ヶ所)
文書(件数)	520	2,156	4,527	904	175	8,282	139ヶ所
身柄付(件数)	536	672	229	440	76	1,953	140ヶ所

表7. 虐待種別ごとの内訳(表5-1.5-2 から再掲)

虐待種別	身体的	ネグレクト	心理的	性的	合計	(有効回答ヶ所)
文書(件数)	916 (42.5%)	558 (25.9%)	640 (29.7%)	39 (1.8%)	2,153	140ヶ所
身柄付(件数)	362 (53.7%)	179 (26.6%)	105 (15.6%)	28 (4.2%)	674	140ヶ所

表8. Q5 児童相談所が子どもの身柄を移送す場合はどんな場合ですか
(自由記述の内容分類)

記述内容の概略		件数
警察が原則児相まで移送	警察が移送	24
	ケース事情により児相が移送	20
	警察の移送体制が整わない場合児相が移送	14
	虐待ケース等で児相が一保決定は児相が移送	8
	乳児は児相が移送	7
	児相の家裁送致は児相	7
	保護者への身柄引き渡し不可の場合	5
	保護場所が一時保護委託の場合	3
	保護者の引き取り拒否児童の家庭拒否は児相	3
	夜間の警察への保護委託 児相職員が出向いて移送	2
	一保/施設からの無外事例であれば児相が行く	2
	保護者への引き渡しの場合	1
小計	96	
児相が原則身柄移送	児相が移送	9
	開所時間は原則児相	5
	暴力や反発で不測の事態の恐れある場合警察	5
	警察から原則児相の移送を求められて	3
小計	22	
その他	相談所と警察が隣接していて移送なし	1
	該当事例なし	21
総計	140	

表9. Q6. 警察からの児童通告における課題、要望(自由記述の内容分類)

記述内容の概略	件数
触法通告の事件から通告までの時間差が大き過ぎて本人保護者の指導が困難	23
保護者からの事情聴取場面で通告について告知してほしい	23
本人・保護者へ身柄付通告の告知理由説明し理解させてほしい	21
DV通告:「著しい心的外傷」の基準必要	14
身柄付通告の児童に関する情報の事前提供 一時保護所の準備態勢の為欲しい	8
事実関係の調書がない場合、本人の否認等で事実確認が困難になる	7
一保万床問題 グループ非行児対応で一時保護困難な事例が常に発生している	7
深夜・早朝の保護について警察での一時保護委託頼めないか	4
中卒年齢の虐待の身柄付通告児、児童福祉での対応困難事例が多い	4
DV通告で当事者に通告の告知がない場合に保護者と児相のトラブル頻発	3
軽微な虐待事案は市町村への通告 検討できないか	3
突然通告書が来ることがあるが事前連絡欲しい	2
保護者の引き取り拒否が身柄付通告の主たる理由の場合、事後の処遇困難例多い	2
開所時間外の児相対応要請で対応困難なことがある	2
虐待事案を虐待通告として通告された場合、処遇課題と不一致になる	1
被害届けの無い窃盗でも通告できないか	1
家族状況や保護者の意向についての確認を通告時に情報提供してほしい	1
保護者への通告の告知の有無を明示して欲しい	1
虐待事例きょうだいへの虐待の有無の確認調査してほしい	1
警察が保護者に事前説明したことと児相の方針が異なる場合ある 調整確認してほしい	1
合計	129

表10. 警察への援助依頼件数(Q7.)

	度数		平均値	最頻値	分散	最小値	最大値	合計
	有効	欠損値						
平成19年度、警察への援助依頼件数	140	1	2.31	0	7.063	0	15	323

表11. 援助依頼内容内訳(Q8.)

	度数		平均値	最頻値	分散	最小値	最大値	合計 (323)
	有効	欠損値						
立ち入り調査	140	1	0.71	0	2.637	0	15	100
子どもの身柄保護	140	1	0.91	0	2.171	0	7	127
夜間等警察単独での安全確認	140	1	0.01	0	0.029	0	2	2
児相・一保での保護者とのトラブル	140	1	0.27	0	0.458	0	4	38
施設での保護者とのトラブル	140	1	0.02	0	0.036	0	2	3
保護者を刑事告発	140	1	0.06	0	0.097	0	3	8
無外児の保護願い	139	2	0.09	0	0.520	0	8	13
その他	140	1	0.25	0	0.736	0	6	32

表 12-1. 一般警察活動としての依頼件数(Q9.)

	度数		平均値	最頻値	分散	最小値	最大値	合計
	有効	欠損値						
電話による相談依頼	138	3	3.16	0	38.077	0	47	436

表 12-2. 一般警察活動としての依頼件数(Q9.)

	度数		平均値	最頻値	分散	最小値	最大値	合計
	有効	欠損値						
110番通報	138	3	0.41	0	1.456	0	11	57

表 13. 内容内訳(Q10.)

	度数		平均値	最頻値	分散	最小値	最大値	合計
	有効	欠損値						
立ち入り調査相談	138	3	0.30	0	1.042	0	6	41
立ち入り調査 110 番	138	3	0.00	0	0.000	0	0	0
子どもの身柄保護相談	138	3	0.48	0	1.901	0	8	66
子どもの身柄保護 110 番	138	3	0.04	0	0.042	0	1	6
夜間等警察単独での安全確認相談	138	3	0.38	0	3.129	0	15	53
夜間等警察単独での安全確認 110 番	138	3	0.01	0	0.029	0	2	2
児相・一保での保護者とのトラブル相談	138	3	0.34	0	0.942	0	6	47
児相・一保での保護者とのトラブル 110 番	138	3	0.17	0	0.291	0	3	24
施設での保護者とのトラブル相談	138	3	0.04	0	0.056	0	2	6
施設での保護者とのトラブル 110 番	138	3	0.00	0	0.000	0	0	0
保護者を刑事告発相談	138	3	0.18	0	0.733	0	7	25
保護者を刑事告発 110 番	138	3	0.01	0	0.007	0	1	1
無外児の保護願い相談	138	3	0.75	0	3.165	0	10	104
無外児の保護願い 110 番	138	3	0.08	0	0.877	0	11	11
その他相談	138	3	0.64	0	8.406	0	30	94
その他 110 番	138	3	0.09	0	0.168	0	3	13

表 14 Q11 援助依頼(一般警察活動 110 番通報含む)についての課題・要望
(自由記述の内容分類)

項 目	件数
スムーズに運んでいる	27
双方の協議体制が重要	10
警察署の現状が大変工夫が必要	4
警察署による対応のばらつきあり	4
予防的対応の基準化が必要	3
緊急性が高い場合の援助に課題	3
援助要請を警察から拒否	3
職員が叩かれても止めるだけ 介入は無し 後方支援のみ	2
一時保護の告知場面への支援が欲しい	1
110番しても対応が遅い時ある	1
警察官の理解にばらつきあり	1
聴き取りが取り調べになって、ケースワークに支障	1
警察のネグレクトや心理的虐待への理解不足	1
臨検・捜索等の強い介入には警察の援助必要	1
児相からの 110 番出動依頼を拒否されたことがある	1
性虐への対応が法的に困難	1
夜間のパトカーによる安全確認よりは私服警官で対応してほしい	1
援助要請の基準があれば良い	1
事例少なく特にない	1
総 計	67

表 15. Q12. 市町村要保護児童対策地域協議会(代表者・実務者)への警察の参加・出席状況(平成19年度中)

参加状況	件数
原則参加	54
代表者会議に参加	35
一部実務者会議にも参加	9
メンバーであり随時参加	7
構成メンバーでないところがある	2
出席なし	2
開催せず	1
総 計	110

表 16. Q13. 市町村要保護児童対策地域協議会

参加状況	件数
随時要請参加あり	50
原則参加無し	29
警察関与ケースに参加	13
ごく稀に参加	10
原則参加	5
DV 非行重複ケースに参加	3
把握困難	3
開催無し	2
総 計	115

表17. Q14. 警察との連携会議出席などにおける課題・要望
(自由記述の内容分類)

課題・要望 評価等	件数
会議開催問題無し	25
情報の出し方に課題あり会議情報で警察が独自に行動	7
異動が多く相互理解に課題	4
参加依頼をさらにしていきたい	4
形式的挨拶程度の会議	4
所轄署が多忙日程調整困難	3
役割分担や相互理解に課題有	3
定期会議にしたい	3
警察が初めて認知した事例の扱いについての対応	1
事件性無いと警察は関心なし	1
一時保護委託の取り扱いが警察署によって異なっている	1
身柄付き通告の事前協議している	1
被害者支援の児相の役割	1
中卒年齢児童の対応	1
市町村への通告の考え方	1
類似の会議あり整理必要	1
管内警察署が多く連携に課題有	1
開催回数の増加を検討	1
会議無し	1
総 計	64

表 18. 児童相談所から警察へ刑事告発した件数(Q15.)

	度数		平均値	最頻値	分散	最小値	最大値	合計
	有効	欠損値						
警察へ刑事告発した件数	141	0	0.12	0	0.164	0	2	17

表 19. 虐待種別内訳(Q16.)

	度数		平均値	最頻値	分散	最小値	最大値	合計
	有効	欠損値						
身体的	141	0	0.07	0	0.095	0	2	10
ネグレクト	141	0	0.00	0	0.000	0	0	0
心理的	141	0	0.00	0	0.000	0	0	0
性的	141	0	0.04	0	0.055	0	2	6

表 20. 警察通報による刑事事件化した件数(Q17.)

	度数		平均値	最頻値	分散	最小値	最大値	合計
	有効	欠損値						
警察通報による刑事事件化した件数	141	0	0.31	0	0.559	0	5	44

表 21. 虐待種別内訳(Q18.)

	度数		平均値	最頻値	分散	最小値	最大値	合計
	有効	欠損値						
身体的	141	0	0.18	0	0.366	0	4	26
ネグレクト	141	0	0.00	0	0.000	0	0	0
心理的	141	0	0.00	0	0.000	0	0	0
性的	141	0	0.12	0	0.121	0	2	17

表 22. 児童相談所での何らかの事務手順や要綱等の有無
(Q19.)

	度数	有効パーセント
あり	5	3.6
なし	130	92.9
検討中	5	3.6
合計	140	100.0
欠損値	1	

表 23. 児童相談所が刑事告発する判断基準(Q21.)

項 目	刑事告発する		ケースに応じて判断の上告発		告発したことがない(しない)		合 計		欠損値
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	
死の危険のある身体的虐待	29	24.6	53	44.9	36	30.5	118	100.0	23
社会的危険性の高い身体、性的虐待	12	10.2	69	58.5	37	31.4	118	100.0	23
特定できない暴行障害行為	3	2.6	60	51.3	54	46.2	117	100.0	24
妊娠、出産を伴う性的虐待	10	8.5	66	55.9	42	35.6	118	100.0	23
その他の身体的虐待	0	0.0	53	46.5	61	53.5	114	100.0	27
その他の虐待	0	0.0	51	45.5	61	54.5	112	100.0	29

表24. Q22 告訴・告発・刑事立件についての課題・要望(自由記述の内容分類)

課題・要望 評価等	件数
刑事告発する時の要件の事前整理情報共有	22
性的虐待事案の捜査面での配慮	7
立件のための証拠の収集を相談所が行う難しさ(SBSなど)	6
子どもの事情聴取や捜査期間の長さ職員の公判廷での証人尋問等の負担が大きい	6
子どもの将来の自立支援や家族関係を考慮すると告発には慎重にならざるを得ない	4
事例無し	4
性的虐待の被害児が告発を望まない場合の対応	3
告発しても立件されない時の見通しやその説明が早めに欲しい	2
告発しても結果が期待と異なる場合の対応	2
医療機関と警察の連携が重要	1
乳幼児虐待の刑事立件の難しさ	1
知的障害児への事情聴取の配慮	1
刑事事件化の可能性について警察とも協議して対応を検討	1
刑事立件されない事案で保護者が虐待を否認する場合の指導の難しさあり	1
捜査過程で収集される保護者や加害者の情報を提供してもらいたい	1
告発によらない事件化:警察が独自に情報から捜査着手することも経験している	1
子どものプライバシーへの配慮と刑事司法機関とのやり取りの難しさがある	1
警察は起訴まで 相談所はずっと継続する関係でかわりが違うことをよく認識すること必要	1
総 計	65

表25. 警察からの捜査情報提供依頼件数(刑事訴訟法 197 条の 2 による) (平成 19 年度中) (Q23.)

	度数		平均値	最頻値	分散	最小値	最大値	合計
	有効	欠損値						
捜査情報提供依頼件数	136	5	0.73	0	1.666	0	8	99

表26. 警察からの捜査情報依頼 (刑事訴訟法 197 条の 2 による)への対応状況(平成 19 年度中) (Q24.)

	度数		平均値	最頻値	分散	最小値	最大値	合計
	有効	欠損値						
捜査情報提供依頼への対応結果回答した	84	57	0.98	0	2.240	0	8	82
捜査情報提供依頼への対応結果部分回答	67	74	0.22	0	0.328	0	3	15
捜査情報提供依頼への対応結果回答拒否	62	79	0.03	0	0.032	0	1	2
捜査情報提供依頼への対応結果令状押収	62	79	0.05	0	0.080	0	2	3
捜査情報提供依頼への対応結果その他	61	80	0.00	0	0.000	0	0	0

自由記述結果 Q25 立ち入り調査拒否罪の告発、接近禁止命令違反についての現況

- ・ 86件の回答が全て、該当なし、事例無し、適用無しのみであった。
- ・ そのうち、以下のような記載がみられた。
 様々な方策の結果、告発に至るケースは無い
 本課、警察本部と運用や問題点を会議で検討中である。
 そういった事例に対するマニュアルの作成や職員の事前研修が必要と考えている。
 親との通信の制限等も誓約書によって対応できている。

表27. Q26. 臨検・捜索(援助要請への対応)、立ち入り調査拒否罪の告発、接近禁止命令違反についての警察との協議状況とその課題(自由記述の内容分類)

協議状況とその課題	件数
協議なし 事例なし	56
連絡会議で内容や手順の協議した	13
現在会議で協議中	7
法改正の確認した程度	6
今後準備的な協議予定	6
本課と警察本部で協議	2
子どもの保護した後の保護者対応をどうするか協議	2
実効性に疑問を感じている	2
臨検・捜索までの演習を他の関係機関の参加求めて実施した	1
告発については今後方法を検討する予定	1
緊急の対応にはなじまないのではないか	1
立入拒否罪の告発の際、児童記録の提出を求められているが告発に関する情報のみの検討必要	1
総 計	98

表 28-1. 警察官等の調査件数

	度数		平均値	最頻値	分散	最小値	最大値	合計
	有効	欠損値						
調査	128	13	0.13	0	0.457	0	6	16

表 28-2. 警察官等の照会件数

	度数		平均値	最頻値	分散	最小値	最大値	合計
	有効	欠損値						
照会	127	14	0.90	0	98.759	0	112	114

表 29. 弁護士付添人の選任権の確認あるいは告知の有無

	度数	有効パーセント
はい	23	27.1
いいえ	62	72.9
合計	85	100.0
欠損値	56	

表30. Q29. 改正少年法に関する課題・要望(自由記述分類)

課 題	件数
第6条の6第1項第2号の送致が多い 中には家裁送致で観護措置の事例もある	1
第6条の6第1項第2号の送致の基準は何か	8
送致の時期が遅いこと 追送致あり、指導困難	2
警察の調査権の内容が不明確 期間や児相の調査との兼ね合い	2
送致事案の事前協議本人への説明等	2
第6条の6第1項第2号の送致含めて触法少年送致に関する各警察署の基準	8
14歳未満重大事件触法少年の受け入れについての一時保護所の準備態勢	39
身柄付通告についての一時保護所の対応体制が不十分	1
児相職員体制の不足	4
発達障害や精神疾患対応を含む児童自立支援施設の体制強化が必要	3
事例がなくよくわからない	7
ボランティアなど虞犯に適した保護処分の創設を望む	1
第6条の6第1項第2号の送致は法の趣旨と福祉上の対応のあり方について	1
合 計	79

表31. 家庭裁判所への28条1項、2項、33条(親権喪失宣告)の申し立て件数(Q30. 31. 32.)

	度数		平均値	最頻値	分散	最小値	最大値	合計
	有効	欠損値						
28条1項の申し立て	139	2	1.22	0	5.566	0	20	170
28条2項の更新申し立て	136	5	0.51	0	0.963	0	7	69
33条の申し立て	137	4	0.01	0	0.014	0	1	2

表32. 家庭裁判所への28条1項および2項申し立てにあたっての証拠資料の添付について(Q33.)

項 目	標準的に提出している		事情が許せば提出		場合により時々提出		標準的には提出せず		合計		欠損値
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	
	申立て書本体のみ、別添資料なし	56	91.8	0	0.0	0	0.0	5	8.2	61	
相談経過情報別に作成したもの	70	87.5	4	5.0	5	6.3	1	1.3	80	100.0	61
相談経過情報児童記録本体の写し	41	54.7	5	6.7	7	9.3	22	29.3	75	100.0	66
関係機関相談経過情報児相で作成したもの	50	64.9	14	18.2	12	15.6	1	1.3	77	100.0	64
関係機関相談経過情報機関が作成したもの	17	22.1	28	36.4	22	28.6	10	13.0	77	100.0	64
心理所見別に作成したもの	52	74.3	4	5.7	9	12.9	5	7.1	70	100.0	71
心理所見児童記録の写し	44	60.3	3	4.1	12	16.4	14	19.2	73	100.0	68
医学所見別に作成したもの	38	55.9	8	11.8	19	27.9	3	4.4	68	100.0	73
医学所見児童記録の写し	40	54.1	6	8.1	14	18.9	14	18.9	74	100.0	67
子どもの怪我の写真、レントゲン等資料	56	56.0	20	20.0	21	21.0	3	3.0	100	100.0	41
家屋・室内の状況等の写真等	24	27.0	21	23.6	26	29.2	18	20.2	89	100.0	52
子どもの面接記録(書面 テープ等)	42	43.8	16	16.7	19	19.8	19	19.8	96	100.0	45
性的被害確認面接記録(書面テープ等)	30	37.0	16	19.8	17	21.0	18	22.2	81	100.0	60
一時保護所の指導経過記録	48	49.0	9	9.2	29	29.6	12	12.2	98	100.0	43
施設の指導経過記録	30	33.0	17	18.7	24	26.4	20	22.0	91	100.0	50
保護者の面接記録	49	49.5	15	15.2	21	21.2	14	14.1	99	100.0	42
関係者からの面接記録	34	35.8	24	25.3	19	20.0	18	18.9	95	100.0	46
その他1	4	44.4	1	11.1	3	33.3	1	11.1	9	100.0	132
その他2	1	25.0	0	0.0	2	50.0	1	25.0	4	100.0	137

表33. 保護者の謄写申請事例経験の有無(Q34.)

	度数	%
ある	16	12.6
なし	111	87.4
合計	127	100.0
欠損値	14	

表34. Q34 家裁申立てにあたって保護者側からの謄写申請に対する対応工夫(自由記述分類)

対応していること	件数
開示しないで欲しい情報について上申書を提出	16
申立て書、疎明資料はすべて謄写前提で作成	15
添付資料として申立て証拠資料と分けている	13
家裁に非開示を依頼	10
家庭裁判所と協議連絡調整している	7
弁護士と相談子どもの不利益を考慮してそこはクローズにして申立て	4
提出資料が開示されることで保護者との関係が難しくなったり関係機関との信頼関係が難しくなる	2
家裁の担当者によって扱い、対応に違いがある	2
特に何もしていない	1
該当事例無し	1
合計	71

表35 Q35. 家庭裁判所からの調査嘱託(文書回答、児童記録閲覧)についての対応課題・要望(自由記述分類)

対応課題・要望	件数
閲覧に応じられない場合は調査嘱託で文書回答	8
特に問題なし	8
情報開示ルール前提に対応	7
児童の福祉の観点から可能と判断したものは対応	6
離婚裁判など子どもの福祉より当事者の利害が大きい場合には開示が不適切で不可としたい	3
児童記録閲覧は文書依頼で対応	2
書面のやり取りで対応閲覧には応じていない	2
家事では本人の同意なしには開示せず少年事件は閲覧に応じている	2
児童記録の送付依頼のコピーは膨大な作業を要し閲覧で対応したい	2
回答期限が短く対応困難	2
支障ない範囲で回答	1
閲覧の方が負担少ない	1
児童記録の貸与には応じていない	1
児童記録の貸与の場合早めに返してほしい	1
家裁の文書が定型的で何が欲しいのか分かりにくい	1
原則保護者及び本人の同意を得て欲しい	1
調査嘱託で提出した児相の記録がそのまま証拠提出され苦情受けた事例がある	1
本件用務と関係無い過去の記録の閲覧や調査嘱託あるが疑問を感じる	1
閲覧で第三者情報が含まれる文書回答の交渉するが合意困難	1
児童通告の内容などはコピー可としてほしい	1
児童記録のコピーは応じていない	1
合 計	53

表36. Q36. その他、家庭裁判所と児童相談所の連携における課題・要望(自由記述分類)

領域	家庭裁判所との関係についての意見・要望	件数
少	少年事件、児童自立支援施設万床状況や一時保護所の満員状況もあり、十分な事前協議してほしい	4
少	少年事件送致における家裁との事前協議のハードルが高い	2
少	家裁送致ケースの監護措置後の児童の移送あ家裁の責任で行って欲しい	1
少	夜間・休日の家裁送致を受けられるようにしてほしい	1
少	児相自立支援施設送致後の無断外出事例の家裁送致について家裁の積極的な関与を要請したい	1
少	重大事件の家裁送致基準と警察の基準に開きが大きい	1
家	28条申立て事案の審判までの時間の短縮化	4
家	虐待環境下での子どもの受けるダメージ等に裁判所の理解が乏しいと感じることがある事例検討会などの交流必要では	4
家	28条申し立ての事前協議が有効に機能している	3
家	調査官調書の閲覧ができるようにしてほしい	1
家	家裁独自の調査権を発揮して調査してもらいたい	1
家	28条承認理由の明示	1
家	指導勧告は保護者に直接してほしい	1
共通	関係は良好	9
共通	年数回の定期連絡会を持ち連携はスムーズ	4
共通	裁判官の判断が個々に違ってくることに個別に対応するしかないのか	2
共通	個人情報保護条例と家裁の調査権の取り扱いの整理	2
共通	家裁の調査嘱託は絶対権限の様に考えないでほしい	1
共通	対応困難な保護者との仲介的役割を期待	1
共通	家裁は厳正中立の機関であり連携機関ではない	1
合 計		45

表37. Q37. その他 警察 家庭裁判所との連携における意見・要望

領域	警察・家庭裁判所との連携における児童相談所の意見・要望	件数
警察	臨検・捜索は警察の業務とする	7
警察	虐待通告の樹里機関に警察を加え、夜間、休日の子どもの安全確認や強制的な介入は警察も実施できるようにする	7
警察	臨検・捜索は警察と児相が共同で実施できるようにする	5
警察	援助要請後警察が調整無しに調査や捜査を始めることがあり調整必要	2
警察	DV通告で母子に相談意志が全くない事例があり、当事者の意思確認や通告の告知必要	2
警察	保護者との対立場面での警察からの支援をお願いしたい	2
警察	刑事罰に当たる加害行為については警察に通告できるようにしてほしい	1
警察	虐待通告対応に関して警察と児相の情報共有システムが必要	1
警察	子どもの身柄の移送は警察の協力必要	1
警察	児童虐待に関する加害容疑者の即座な逮捕・拘束あれば、子どもの職権保護の性質も変わる	1
警察	児童通告の十分な事前協議	1
共通	定期的な連絡会の設定や日頃からの密接な関係が重要互いの機関についての理解	11
共通	介入的な対応は司法機関が担当し支援的な役割と区別すること必要	9
共通	少年法改正による家裁送致基準について警察、家裁、児童の見解統一が必要	3
共通	警察署、裁判所、担当者によるばらつき、解釈の相違の修正、統一化が必要	1
共通	児相の司法機能的性格の理解が児相自身に必要	1
共通	児童虐待対応に関する司法機関主導の指導体制必要	1
家裁	家裁の28条の指導勧告を保護者に直接勧告すると共に強制力・罰則規定を設けるなど拘束力のあるものに	3
家裁	裁判所の児童虐待問題全体への理解(法的な判断だけでなく臨床的な援助についても)	1
合 計		60

表 38-1. 家庭裁判所による指導勧告(Q38)

	度数		平均値	最頻値	分散	最小値	最大値	合計
	有効	欠損値						
指導勧告等家庭裁判所平成17年度	100	41	0.12	0	0.167	0	2	12
指導勧告等家庭裁判所平成18年度	105	36	0.11	0	0.160	0	3	12
指導勧告等家庭裁判所平成19年度	111	30	0.15	0	0.204	0	2	17

表 38-2. 都道府県知事による指導勧告(Q38)

	度数		平均値	最頻値	分散	最小値	最大値	合計
	有効	欠損値						
指導勧告等都道府県知事平成17年度	96	45	0.00	0	0.000	0	0	0
指導勧告等都道府県知事平成18年度	99	42	0.00	0	0.000	0	0	0
指導勧告等都道府県知事平成19年度	105	36	0.03	0	0.047	0	2	3

表39. Q40. 家庭裁判所による指導勧告、都道府県知事による指導勧告について

指導勧告についての意見	件数
児相に対する勧告を保護者に対するものにしてほしい	18
該当事例無し	9
指導勧告に強制力、罰則規定をつけてほしい	7
保護者への指導効果をあげるには勧告は効果期待しにくい	6
知事・政令市市長の勧告は効果に疑問	4
司法機関の権限行使として指導勧告してほしい	3
指導勧告によって児相の指導の立場は明示できた	1
保護者に勧告の内容を示したが一顧だにせず	1
裁判官によって指導勧告判断の違いがある	1
合 計	50

(別紙)児童相談所と警察との連携に関する課題についての調査 調査項目概要

日本子ども家庭総合研究所：山本恒雄

調査項目

(組織・研修・広報体制について)

- 平成 18 年 9 月に警察庁より発出された通達、平成 20 年 4 月施行の改正児童虐待防止等について、これまで各都道府県警察の児童虐待対応としてどのような取り組みがなされているか(例えば、組織体制の強化、対応マニュアルの作成、一般的な広報啓発活動、被害児童のプライバシー保護のためのマスキング対策など)
- 都道府県警察ごとの訓令、例規、要綱等における児童虐待対応の扱いについて
- どのようなふうに表示事項が記載されているのか
- 児童虐待対応に関する対応の周知(警察職員(生活安全部門以外の部門を含む。)への周知方法等)、内部研修等の実施状況について

(児童虐待の通告について)

- 警察への虐待に係る警察への通報、相談とその内訳、一般市民からの通報を受けての警察の出動回数と対応内容(刑事事件としての扱い以前の段階での対応として)
- 警察から児童相談所への児童通告(身柄付を含む)を行う場合の課題、現状での評価
- DV相談で扱った事案のうち、児童通告にいたるのとはどれくらいの件数か。また、どのような要件の場合に児童通告にいたるのか、DV相談における児相との連携上の課題は何か

(警察署長への援助要請について)

- 児童相談所からの援助要請についての警察の対応状況についての現状での評価とその課題(出動、対応、事後報告等)

(連携会議への出席等について)

- 要保護児童対策地域協議会への警察の参加・出席状況
- 要保護児童対策地域協議会の「個別ケース検討会議」等への警察の参加・出席状況

(告訴・告発、刑事事件化に関すること)

- 児童相談所からの児童虐待事案についての刑事告発の現況とその課題
- 児童相談所以外の機関(病院等)、市民、当事者からの通報・相談による児童虐待事案についての事件対応の現況とその課題(例えば、刑法犯(暴行傷害等)の刑事事件として捜査に至ったものなど)

(法律・制度に関すること)

- 立ち入り調査拒否罪の告発、接近禁止命令違反についての現況
- 臨検・捜索(援助要請への対応)、立ち入り調査拒否罪の告発、接近禁止命令違反についての児童相談所、地方自治体との協議状況とその課題

(その他)

- 児童相談所に対する要望などあれば教えてください

児童相談所と司法機関(警察 家庭裁判所)との連携に関する課題についての調査(依頼)

子ども虐待相談への対応において中心的な役割を担う児童相談所が、法改正等により、警察や家庭裁判所と連携を図る必要性がこれまで以上に高まっております。

こうした状況を踏まえ、「児童相談所と司法機関(警察 家庭裁判所)との連携に関する課題についての調査」を企画いたしました。

本調査は、児童相談所へのアンケート調査と警察署へのヒアリング調査を通じて、児童相談所と警察、家庭裁判所等との連携上の実態を把握し、課題あるいは問題点を整理した上で、今後、児童相談所と警察、家庭裁判所等との連携が、よりの確かつスムーズに運用できる一助となることを目的としております。

つきましては、公務ご多忙のところ誠に恐れ入りますが、本調査の趣旨をご理解いただき、裏面の「記入にあたっての注意」を良くお読みいただいた上で、ご回答いただければ幸いです。多大な職務を担われている中で、さらなるご負担をおかけすることは大変恐縮ですが、多くの機関からのご協力を賜りたくお願い申し上げます。

調査にかかる個人情報については、要素別の項目集計として数値化したもののみを報告することとし、個人が特定されるような情報のままの集約はいたしません。また、調査項目の「別紙」にありまます事例情報につきましては、個別事例としては一切公表いたしません。収集した情報については、調査検討を終了した時点で廃棄処分いたします。なお、この件を踏まえた上で、貴機関からの情報提供の承認については、本調査の回答をもって同意を得たものとさせていただきます。

調査結果は、研究報告として発表するとともに、「日本子ども家庭総合研究所紀要」(翌年度夏頃に厚生労働省、全国児童相談所等へ送付予定)、当研究所ホームページや各種学術会議等において公表してまいります。集計・分析は数値による統計処理を行いますので、回答者個人はもとより、児童相談所及び自治体名が特定されることは一切ございません。

何卒、調査研究の趣旨をご理解いただきまして、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

平成 20 年 10 月 8 日

日本子ども家庭総合研究所

家庭福祉担当部長 山本 恒雄

調査票

児童相談所名 ()
 調査回答者名 (職名 氏名)

※回答内容に問い合わせるべき事項が生じたときに参照するものであり、それ以外の目的では使用いたしません。

○調査項目 (Q1～Q40までの設問と別紙事例調査)

(警察からの児童通告について)

Q1 平成19年度、警察から通告の児童通告件数 () 件

Q2 そのうち、文書通告と身柄付児童通告の内訳(平成19年度中)

文書通告 () 件

身柄付児童通告 () 件

Q3 そのうち、相談種別ごとの内訳(平成19年度中)

相談種別	養護(虐待以外)	虐待	触法	ぐ犯	その他
文書(件数)					
身柄付(件数)					

Q4 そのうち虐待種別ごとの内訳(身体的、心理的、ネグレクト、性的)(平成19年度中)

虐待種別	身体的	ネグレクト	心理的	性的
文書(件数)				
身柄付(件数)				

Q5 身柄付児童通告で、児童相談所が身柄の移送をするのはどんな場合ですか?

(Q5)

Q6 警察からの児童通告における課題、要望

(Q6)

(警察署長への援助依頼について)

Q7 平成19年度、警察への援助依頼件数 () 件

Q8 援助依頼内容ごとの内訳(平成19年度中)

援助依頼内容 ※	件数
(1)立ち入り調査のため	
(2)子どもの身柄保護のため	
(3)夜間等警察単独での安全確認のため	
(4)児相、一時保護所での保護者とのトラブル	
(5)施設での保護者とのトラブル	
(6)保護者に対する刑事告発、告訴の関連	
(7)無断外出児(被虐待)の保護願関連	
(8)その他	

※「児童虐待援助における児童相談所と警察の連携に関するアンケート調査報告及び提言」日本子ども虐待防止学会 (JaSPCAN) 「虐待に関する制度検討委員会」

2007年11月(2-3)表1の援助依頼内容でまとめられた項目を参考に作成

Q9 援助依頼以外の一般警察活動としての依頼件数(平成19年度中)

電話による相談依頼 () 件
 110番通報 () 件

Q10 内容ごとの内訳(平成19年度中)

援助依頼内容 ※	相談(件数)	110番(件数)
(1)立ち入り調査のため		
(2)子どもの身柄保護のため		
(3)夜間等警察単独での安全確認のため		
(4)児相、一時保護所での保護者とのトラブル		
(5)施設での保護者とのトラブル		
(6)保護者に対する刑事告発、告訴の関連		
(7)無断外出児(被虐待)の保護願関連		
(8)その他		

※「児童虐待援助における児童相談所と警察の連携に関するアンケート調査報告及び提言」日本子ども虐待防止学会 (JaSPCAN) 「虐待に関する制度検討委員会」

2007年11月(2-3)表1の援助依頼内容でまとめられた項目を参考に作成

Q11 援助依頼(一般警察活動110番通報含む)についての課題・要望

(Q11)

（警察の連携会議への出席等について）

Q12 市町村要保護児童対策地域協議会（代表者・実務者）への警察の参加・出席状況(平成19年度中)

	(Q12)
--	-------

Q13 市町村要保護児童対策地域協議会の「個別ケース検討会議」等への警察の参加・出席状況(平成19年度中)

	(Q13)
--	-------

Q14 警察との連携会議出席などにおける課題・要望

	(Q14)
--	-------

（警察との告訴・告発、刑事事件化について）

Q15 児童相談所から警察へ刑事告発した件数(平成19年度中)

() 件

Q16 虐待種別ごとの内訳(平成19年度中)

虐待種別	身体的	ネグレクト	心理的	性的
件数				

Q17 刑事告発によらない警察通報による刑事事件化した件数(平成19年度中)

() 件

Q18 虐待種別ごとの内訳(平成19年度中)

虐待種別	身体的	ネグレクト	心理的	性的
件数				

Q19 刑事告発について、児童相談所として何らかの事務手順や要綱等を定めている

(いずれかに○)

はい いいえ 検討中

Q20 「はい」と回答された場合に、要綱や資料などを本調査回答用紙とともに送付していただける

と大変ありがたいと存じます。

Q21 児童相談所が刑事告発する判断基準について（各番号の該当する項目に○）

	刑事告発する	ケースに応じて判断の上で告発	告発したことがない(しない)
1	子どもの生命、身体に重大な危険(死の危険)がある身体的虐待		
2	加害者の行動が社会的に危険性の高い身体的、性的虐待		
3	加害行為(者)の否認や特定できない暴行傷害にあたる虐待行為		
4	妊娠、出産を伴う性的虐待		
5	その他の身体的虐待		
6	その他の虐待		

Q22 告訴・告発、刑事事件についての課題・要望

	(Q22)
--	-------

（警察からの情報提供依頼について）

Q23 警察からの捜査情報提供依頼件数（刑事訴訟法197条の2による）(平成19年度中)

() 件

Q24 警察からの捜査情報提供依頼（刑事訴訟法197条の2による）への対応結果(平成19年度中)

対応方法	回答した	部分回答	回答拒否	令状押収	その他
対応件数					

（法律・制度に関すること）

Q25 立ち入り調査拒否罪の告発、接近禁止命令違反についての現況

	(Q25)
--	-------

Q26 臨検・捜索（援助要請への対応）、立ち入り調査拒否罪の告発、接近禁止命令違反についての警察との協議状況とその課題

	(Q26)
--	-------

（平成19年の改正少年法に関して）

Q27 「警察官等の調査(6条の4第1項関係) 照会(6条の4第3項関係)」の件数(平成19年度中)

調査(6条の4第1項関係)() 件

照会(6条の4第3項関係)()件

Q28 改正少年法に関して、警察の調査対象となった事例で、児童相談所が子ども本人の弁護士付添人の選任権の確認あるいは告知を行っている(いずれかに○)はい いいえ

Q29 改正少年法等に関しての課題・要望

(Q29)

〔家庭裁判所との関係について〕

Q30 家庭裁判所への28条1項の申し立て件数(平成19年度中)

()件

Q31 家庭裁判所への28条2項の更新申し立て件数(平成19年度中)

()件

Q32 家庭裁判所への33条(親権喪失宣告)の申し立て件数(平成19年度中)

()件

Q33 家庭裁判所への28条1項および2項申し立てにあつての証拠資料の添付について

以下のような書類についてどのようなタイプの書類を提出してきていますか 該当する欄に○印をつけて下さい

書類・情報の種類	標準的に提出している	事情が許せば提出	場合により時々提出	標準的には提出せず
申立書本体のみ				
相談経過情報	別に作成したもの			
関係機関	児童記録本体の写し			
相談経過情報	児相で作成したもの			
心理所見	機関が作成したもの			
医学所見	別に作成したもの			
子どもの怪我の写真	児童記録の写し			
家屋・室内の状況等の写真等	別に作成したもの			
子どもの面接記録(書面 テープ等)	児童記録の写し			
性的被害確認面接記録(書面 テープ等)	子どもの怪我の写真 レントゲン等資料			
一時保護所の指導経過記録	家屋・室内の状況等の写真等			
施設の指導経過記録	書類・情報の種類			
保護者の面接記録	標準的に提出している	事情が許せば提出	場合により時々提出	標準的には提出せず
関係者からの面接記録	子どもの面接記録(書面 テープ等)			
その他	性的被害確認面接記録(書面 テープ等)			
	一時保護所の指導経過記録			
	施設の指導経過記録			
	保護者の面接記録			
	関係者からの面接記録			
	その他			

その他

Q34 家裁への申し立て書類について書類について保護側が謄写申請して入手することで、対応に苦慮した事例経験はありますか。(いずれかに○)

ある ない

また、何か対応上の工夫をしていますか。(記述)

対応上の工夫内容 (Q34)

(Q34)

Q35 家庭裁判所からの調査嘱託(文書回答、児童記録閲覧)についての対応課題・要望

(Q35)

Q36 その他、家庭裁判所と児童相談所の連携における課題・要望

(Q36)

(その他)

Q37 今後の警察と児童相談所との関係、児童通告、援助要請、立ち入り調査等に対する警察の役割についての意見・要望 及び家庭裁判所との関係についての意見・要望

(Q37)

〔家庭裁判所による指導勧告等について〕

Q38 平成17年度～19年度(3年間)で家庭裁判所28条申し立て審判に際しての指導勧告、さらには都道府県知事の勧告があった事例の件数

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
家庭裁判所による指導勧告			
都道府県知事による指導勧告			

Q39 平成17年度～19年度(3年間)で家庭裁判所28条申し立て審判に際して指導勧告があった事例につき、指導内容、指導経過、指導結果(効果)等を「別紙」に記載してください。さらに、都道府県知事の勧告を検討(※)あるいは実施した事例についても、指導内容、指導経過、指導結果等の記載をお願いします。(1事例1枚、用紙が足りない場合は、大変申し訳ありませんが、貴機関での複写をお願いいたします)

なお、事例の内容等については、情報の把握が目的であり外部への情報提供はいたしません。

※検討とは、援助方針会議等、公式な場での検討した場合をさします。

Q40 家庭裁判所による指導勧告、都道府県知事による指導勧告について意見

(Q40)

本調査へのご協力ありがとうございました。

別紙

(※1 事例に用紙1枚使用とし、対象事例が複数以上になる場合は、大変恐縮ですが貴機関にて、用紙の複写をしていただくようお願いいたします)

■法28条申し立て審判において家庭裁判所から指導勧告のあった事例

項目	あてはまるものに○印、あるいは必要な記述をお願いします。
相談種別	虐待・虐待以外の養護・非行・障害・育成・その他
虐待種別	身体的・性的・ネグレクト・心理的 (虐待事例の場合のみ)
勧告の時期	平成17年度・平成18年度・平成19年度
事例の概要	
勧告の内容	
指導経過	
指導結果(効果)	
附帯条件(意見)	あり・なし
附帯条件内容	
家裁への報告	報告・意見・資料提出・報告と資料の両方
知事の勧告	検討し、勧告を行った・検討したが勧告はしていない 検討していない
知事勧告の内容経過	
知事勧告後の指導経過	
知事勧告の指導結果(効果)	
その他	

本調査へのご協力ありがとうございました。

資料1

児童相談所と警察の協議における事例情報の確認項目

児童相談所名 警察署名

情報提供の日時	平成 年 月 日
情報提供の場所・方法	警察署 児童相談所 電話 (電話連絡 110番) 会議 ()
情報共有の理由	1. 警察署長への援助要請の事前協議 (安全確認 一時保護 臨検・捜索) 2. 一般警察活動としての援助要請とその事前協議 3. 立入調査拒否罪の告発に関する事前協議 4. 刑事告訴・告発・通報に関する事前協議・相談 5. 刑事告訴・告発・通報の手続きとして 6. 要保護児童対策地域協議会活動としての情報共有のため
事例情報 (人定情報)	
児童氏名 (通称)	性 男 女 生年月日 平成 年 月 日 年齢
児童の所属	保育所 幼稚園 小・中・高校 ()
現住所	市・区・町・村
家族構成	
続柄	氏名 年齢 生年月日 職業 学校 同居・別居の状態
備考:	
協議事由	
当面の児童相談所から警察の対応についての要望・依頼内容	
当面の児童相談所の方針	
警察との確認事項	
本情報の情報管理について	①. 要保護児童対策地域協議会としての情報共有の範囲内 ②. 警察への事前協議の範囲内 ③. 警察への捜査着手も含む通報 (捜査着手の場合、可能なら告知)
児童相談所担当者氏名	警察署員氏名

資料2

開庁時間外・夜間～早期の警察署長への援助要請に関する児童相談所としての留意項目

- ① 18時以前に援助要請の可能性について所轄署に連絡 有→ 18時以降の事態の推移連絡
無→ ②へ
 - ② 18時以降、午前9時までの援助要請の連絡(援助要請した時刻 時 分)
 - ③ 警察署の現在の状況確認 事件対応で取り込み中かどうか → ⑧以降の対応へ関連
 - ④ 人定情報の提供と援助を要請する理由の確認
人定情報の提供
援助要請の理由 暴力・興奮による抵抗の危険性
立入調査による安全確保の必要性
精神衛生法に基づく保護の可能性
 - ⑤ 事案の経過情報の提供
 - ⑥ 子どもの所在確認の程度
 - ⑦ 緊急保護の可能性の程度
 - ⑧ 希望する警官の人数 制服・私服・男女の配慮希望 警察の現状での対応の可否の程度
 - ⑨ 準備のために設定できる時間 即座・30分・1時間 (時 分) 分までに対応確認連絡)
警察の窓口対応者氏名 () 児相の連絡窓口氏名 ()
 - ⑩ 事前協議の可否 警察署に向いて援助要請書を持参し協議できるか
 - ⑪ 警察からの出動の可否と人数 可:内容(人)(制服 私服 男女)
否:現地からの110番通報で対応のみ→⑩へ確認
 - ⑫ 集合場所確認
 - ⑬ 集合時間確認
 - ⑭ 現場での事前協議の可否
 - ⑮ 児童相談所の現場担当者 職名・氏名
電話番号
- 出動後の連絡方法と手順確認
- ⑯ 実施の結果 子どもの所在(有 無) 家族の所在(有 無) 一時保護(職権 同意 無)
安全確認(可 立ち入りにより可 不可) 離れた待機 現場見守り 家屋内での見守り
警察官の援助 家族への警告・助言 有形力による介入援助 警職法執行法第 条
⑰→110番通報の 有 無 結果:

電話番号

- 事後の緊急連絡窓口: 警察側氏名 児相側氏名
- ⑰ 事後の処置 警察担当部局への報告確認と礼 (当日 翌日)
警察との調整事項 有:
無:

- ⑱ 直後の After Action Review: 児童相談所の対応工夫について
警察との連携工夫について